

別紙２ 果樹農業好循環形成総合対策事業

第１ 事業の実施方針

消費者ニーズの動向に即した果実及び果実製品（以下「果実等」という。）の供給を図るためには、果樹が永年性作物であるという特性に鑑み、需要の長期見通しに即して計画的な生産を図ることが必要であることから、果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号。以下「果振法」という。）に基づく果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・公表して諸施策を推進しているところである。

果樹農業については、後継者の減少、高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れにより、生産基盤の脆弱化が急速に進展しているとともに、品目によっては、依然として需給の不均衡が顕在化しやすくなっている。

このような状況の中で、我が国の果樹農業の持続的発展を図るためには、特に生産量・品質の変動の大きい果実の生産の安定化に強力に取り組み、需給と価格の安定を図るとともに、産地自らが策定した計画に基づき、担い手の育成・確保や改植、園地の基盤整備等による果樹産地の構造改革を進めることが喫緊の課題となっている。

このため、うんしゅうみかん及びりんご（以下「指定果実」という。）等の果樹を対象として、生産者の自主的な取組を基本とした「果実の需給安定対策事業」、果樹産地の構造改革を推進するための「果樹経営支援等対策事業」、省力樹形の導入等に必要な果樹苗木の生産を推進するための「果樹優良苗木供給体制整備事業」、果実の需要に即した流通加工等の推進を図る「果実流通加工対策事業」等を実施することとし、これに必要な経費を果振法第 4 条の 4 の規定に基づき指定された公益財団法人中央果実協会（以下「指定法人」という。）、都道府県法人（同条第 2 号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）又は農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところにより実施する公募に応募した者の中から選定された者（以下「事業実施主体」という。）が補助を行うものとする。また、全国及び都道府県の段階に設置された生産出荷団体の代表等で構成する果実生産出荷安定協議会（以下、全国段階に設置されるものを「全果協」、都道府県段階に設置されるものを「都道府県果協」という。）による計画的な生産出荷への取組を推進するものとする。

第２ 事業の内容

１ 事業ごとの取組内容、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- （１）果実の需給安定対策事業
Ⅰに定めるところとする。
- （２）果樹経営支援等対策事業
Ⅱに定めるところとする。
- （３）果樹優良苗木供給体制整備事業
Ⅲに定めるところとする。
- （４）果実流通加工対策事業

IVに定めるとおりとする。

(5) パインアップル構造改革特別対策事業

Vに定めるとおりとする。

(6) 果樹総合緊急対策支援事業

指定法人は、(1)、(4)及び(5)に定める事業のほか、果実の貿易量の急激な変動、自然災害等の不測の事態に対処するため、果実等の需給調整、消費改善、需要拡大又は再生産の確保を図る上で必要となる事業として生産局長が別に定める事業を実施することができるものとする。

(7) 推進事業

指定法人は、(1)、(4)、(5)及び(6)の事業を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

2 事業の対象期間及び実施

(1) 事業の対象期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

(2) 事業の実施は、原則として 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの単年度で完了するものとする。ただし、事業の実施、確認等が翌年度以降に及ぶものについては、当該年度において、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

(3) (2)のただし書の規定に基づく事業の継続の場合には、事業計画の承認及び交付決定を行った翌年度以降の年度に関しても、当該事業計画の承認及び交付決定を適用することができるものとする。

なお、前年度と事業実施主体が異なる場合においても、(2)のただし書の規定に基づく事業の継続ができるものとする。

(4) 自然災害等の不測の事態が生じた場合にあっては、当該自然災害等を対象として 1 (2)のうち果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を実施できる旨を生産局長が別に定めることができ、この場合にあっては、事業実施主体は業務方法書等に当該自然災害等に対する事業の取扱いを定めるものとする。

(5) 1 (1)及び(4)から(7)までの事業の実施に当たっては、本要綱本体第 3、第 7 及び第 8 の規定は適用しないものとし、1 (2)及び(3)の事業の実施に当たっては、本要綱本体第 4 の 1 (4)イ、第 7 及び第 8 の規定は適用しないものとする。

3 指定法人の業務

果振法第 4 条の 4 各号の指定法人の業務の具体的内容及び運営については、「果

樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 60 年 7 月 1 日付け 60 農蚕第 3664 号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）第 4 の 3 及び以下に定めるところによるものとする。

（１）業務の内容

ア 都道府県法人に対する出資

イ 都道府県法人が、１（１）のうち果実計画生産確認事業を行うために必要な資金（以下「交付準備金」という。）を造成するために要する経費に対する補助

ウ １（１）のうち緊急需給調整特別対策事業及び果汁特別調整保管等対策事業並びに１（４）から（６）までの事業において、都道府県法人がその事業実施者又は支援対象者に対して行う補助に対する補助

エ １（１）のうち果汁特別調整保管等対策事業及び１（４）から（６）までの事業について、その事業実施者に対する補助

オ １（４）から（６）までの事業の実施

カ アからオまでの業務に附帯する業務

（２）業務実施方針及び業務実施規程の作成

ア 指定法人は、生産局長と協議の上、１（１）のうち果実計画生産確認事業及び緊急需給調整特別対策事業並びに果汁特別調整保管等対策事業に係る補助を行うための業務実施方針を作成するものとする。

イ アの業務実施方針及び果振法第 4 条の 5 第 1 項の規定に基づく業務実施規程の作成は、別添 1 に沿って行うものとする。

（３）都道府県法人等に対する業務の指導等

ア 指定法人は、都道府県法人に対し、業務の円滑な実施に必要な事項につき助言、指導等を行うものとする。

イ 指定法人は、事業の運営上必要な限度において、都道府県法人に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について、報告を求め、又は当該都道府県法人の帳簿及び書類を閲覧することができるものとする。

ウ 指定法人は、（１）エの業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対し必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（４）業務方法書の制定

指定法人は、（１）の業務の実施に関する事項について業務方法書に定めるものとし、これを制定しようとする場合にはあらかじめ生産局長に協議をすることとする。また、これを変更する場合も同様とする。

4 都道府県法人の業務

都道府県法人の設立の要件、業務の内容及び運営その他必要な事項については、以下に定めるところによるものとする。

（１）法人の設立

都道府県法人の設立は、次のア又はイに定めるところによるものとする。

ア 都道府県法人を新たに設立する場合には、定款及び業務方法書を作成するものとする。

イ 一般法人を活用して都道府県法人を設立する場合には、以下に定めるところ

によるものとする。

(ア) 類似の事業を行う一般法人の定款及び業務方法書を変更し、本要綱に基づく業務を行う機能を付与するものとする。

(イ) 本要綱に基づく事業に係る収支とその他の収支とを明確に区分して経理を行うものとする。

(ウ) 都道府県法人が解散し、その機能を類似の事業を行う既存の一般社団法人に付与する場合及び類似の事業を行う既存の一般社団法人が解散し、その事業を都道府県法人が引き継ぐ場合においては、(ア) 及び (イ) の規定を準用するものとする。

(2) 都道府県法人の事業年度

都道府県法人の事業年度については、国の会計年度及び指定法人の事業年度が4月から翌年の3月までとなっていることを踏まえ、関係する事業の円滑な実施に支障を生じることがないように設定するように努めるものとする。

(3) 業務の内容

ア 1 (1) のうち果実計画生産確認事業及び緊急需給調整特別対策事業の実施並びに交付準備金及び I の第2の2 (6) の緊急需給調整資金の造成及び管理

イ 1 (1) のうち果汁特別調整保管等対策事業、1 (2) のうち果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業並びに1 (3) から (6) までの事業の事業実施者又は支援対象者に対する補助

ウ 1 (2) のうち果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業、1 (3) の事業、1 (4) のうち国産果実競争力強化事業、1 (5) 並びに1 (6) の事業の実施

エ アからウまでの業務に付帯する業務

(4) 交付準備金等の管理

ア 都道府県法人は、指定法人の出資金の全額を他の財産と区分して適正に管理しなければならない。

イ アの財産は、以下に定めるところにより管理するものとする。

(ア) 銀行、農林中央金庫その他金融機関への預金

(イ) 国債、地方債その他有価証券の取得

(ウ) (イ) により取得した有価証券の信託業務を営む銀行若しくは信託会社への信託又は証券会社への預託

(エ) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

ウ イの財産の運用により生じた利益は、都道府県法人の管理運営に要する経費及び(5)の借入金の利息の支払に充てるものとする。

エ 交付準備金は、イに準じて管理し、他の資金と区分して経理するものとする。この場合において、果実計画生産推進資金についてはうんしゅうみかんとりんごに区分して経理するものとする。

オ 交付準備金は、会員等の納付した負担金、指定法人、都道府県等から交付された補助金等からなるものとする。

カ 交付準備金は、1 (1) のうち果実計画生産確認事業及び緊急需給調整特別対策事業を実施するための補給金の交付に充てる場合、事業終了時又は業務対

象年間の終了時に負担金等を払戻しする場合及び補助金等を返還する場合を除き、これを取り崩してはならない。

キ 交付準備金の運用により生じた利益は、指定法人と協議して承認された使途に充てることができるほか、エの果実計画生産推進資金についてはその区分ごとに交付準備金に繰り入れることができるものとする。

ク I の第2の2（6）の緊急需給調整資金については、エ及びカに準じて管理するものとする。

（5）交付準備金に不足が生じた場合の借入れ

都道府県法人は、その保有する交付準備金の全額を使用して、なお支払うべき補給金がある場合には、その財源に充てるために基本財産の額を限度として借入れを行うことができるものとする。

なお、この借入れの償還は、指定法人以外の当該法人の会員の負担において早期に行うものとする。

（6）指定法人との協議

都道府県法人は、定款を定め、又は変更した場合には、速やかに当該定款の写しを指定法人に提出するものとする。

（7）報告及び調査

都道府県法人は、（3）の業務の実施に必要な限度において、補給金の受給者又は事業実施者に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（8）業務方法書の制定

都道府県法人は、I の第2の1（7）及びI の第2の2（10）に定めるもののほか、1の事業等の実施に必要な事項について業務方法書に定めるものとする。ただし、II の第1の2の特認団体については、1（2）のうち果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の実施に必要な事項とする。

（9）事業の円滑な推進

都道府県法人は、（3）の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手續に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

（10）（9）に定める取組に要する補助対象経費は次の表のとおりとする。

区分	内容
----	----

謝金	都道府県法人の職員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費（会議の出席、補助金の交付要件の確認、産地協議会に対する指導等に伴う者であり、会議録、日誌等によりその活動内容が証明できるものに限る。）
旅費	都道府県法人の職員旅費及び外部専門家等旅費
事業費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。））、借料及び損料、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
委託費	都道府県法人の行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

5 事業実施主体の業務等

1（2）及び（3）の事業を実施する事業実施主体の要件、業務の内容及び運営その他必要な事項については、以下に定めるところによるものとする。

（1）業務の内容については、次のアからウまでに定めるものとし、これら業務を一体的に行うものとする。

ア 1（2）のうち果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性向上モデル確立推進事業並びに1（3）の事業の事業実施者に対する補助

イ 1（2）のうち果樹農業調査研究等事業の実施

ウ ア及びイの業務に付帯する業務

（2）応募団体の要件、募集方法等については、次のとおりとする。

ア 応募団体の要件

民間企業、特定非営利法人、事業協同組合連合会、事業協同組合、企業組合、協業組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人並びに全国の区域をその対象地区とする農業協同組合連合会及び協議会とする。

イ 募集方法

生産局長は、別に定める公募要領に基づき、アに該当する応募団体から事業実施主体を選定するものとする。

ウ 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

（ア）果実・果樹に対する知見

- a 果実の生産に関する知見を有しているか。
- b 果実の流通に関する知見を有しているか。
- c 果実の加工に関する知見を有しているか。
- d 果実の消費に関する知見を有しているか。
- e 果樹に係る試験研究等の果樹農業に関する知見を有しているか。

（イ）事業実施者等との協力体制

- a 応募団体と果実の需給調整等の業務を行う指定法人との協力体制が構築されている事業体系となっているか。

- b 応募団体と都道府県法人等との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- c 果樹産地構造改革計画（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）や農協等と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- d 地方農政局等と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。
- e 都道府県と関係機関との協力体制が構築されている事業体系となっているか。

エ 成果目標

産地協議会が、果樹産地構造改革計画について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）における生産振興品目・品種の栽培面積のうち、優良品目・品種への転換等に係る面積など具体的な成果目標を定めること。

（３）事業実施等の手続

ア 事業実施主体は、事業実施前に、別添 2 により事業実施計画を作成の上、生産局長に提出し、承認を受けるものとする。なお、公募により選定された事業実施主体の選定時の事業実施計画については、生産局長の承認を受けたものとみなすことができる。

イ 事業実施主体は、事業終了後 3 か月以内に、アに準じた内容の事業実施報告書を、別添 3 に基づき交付決定額等に係る一覧表と併せて作成し、生産局長に提出するものとする。

（４）報告及び調査

事業実施主体は、（１）の業務の実施に必要な限度において、事業実施者に対して、必要な事項に係る報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（５）事業実施主体の事業年度

事業実施主体の事業年度については、国の会計年度及び指定法人の事業年度が 4 月から翌年の 3 月までとなっていることを踏まえ、関係する事業の円滑な実施に支障を生じることがないように設定するように努めるものとする。

（６）業務方法書の制定・変更

事業実施主体は、１（２）及び（３）の業務の実施に関する事項について、あらかじめ生産局長に協議の上、業務方法書に定め、又は変更するものとする。

（７）事業の円滑な推進

事業実施主体は、（１）の業務を適正かつ円滑に実施するため、次に掲げる取組を行う。

ア 推進・指導

事業の実施等に必要な事項についての周知徹底、適正な実施を確保するための事業実施者及び支援対象者に対する指導並びに所要の手続に係る事務

イ 交付事務

申請書等の審査、事業実施者及び支援対象者に対する助成等

ウ 実施確認

事業の対象となる取組に係る書面又は実地での確認

エ その他必要な事項

アからウまでのほか、事業の適正かつ円滑な実施のために必要な取組

6 全果協及び都道府県果協

全果協及び都道府県果協の設置・運営については、施行通知第4の2（3）に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

（1）全果協

ア 全果協は、協議会の運営に関し必要な事項を設置運営規程に定めるものとし、以下に掲げる団体の代表者をもって構成する。

（ア）全国農業協同組合中央会

（イ）果実の生産出荷の業務又はその指導を行っている全国の区域を地区とする農業協同組合連合会

（ウ）全国段階の商系出荷事業者団体

（エ）都道府県果協

（オ）その他生産局長が適当と認める団体

イ 全果協は、指定果実に関し、原則として以下に掲げる事項について、Iの第1の2（1）の適正生産出荷見通し及びIの第1の4（2）の指針に即し、協議会において協議を行うものとする。指定果実以外の果実に関しては、以下に準じた事項について協議を行うものとする。

（ア）年間の需給見通しに関する事項

（イ）出荷時期区分の設定に関する事項

（ウ）改植及び摘果の推進等計画的生産に関する事項

（エ）生食用及び加工原料用の果実の計画的出荷に関する事項

（オ）緊急需給調整特別対策事業の実施方針及び発動に関する事項

（カ）果実製品の調整保管に関する事項

（キ）その他果実の生産及び出荷の安定に関する事項

ウ 全果協は、イに定める事項のうち、都道府県段階に係るものの協議を都道府県果協に委託するものとする。

エ 全果協は、イの協議終了後速やかに、指定果実に係る協議事項については生産局長との間で協議し、その他の果実に係る協議事項については生産局長に届け出るものとする。ただし、イ（オ）のうち緊急需給調整特別対策事業の発動に関する事項については、Iの第2の2（4）ア（ア）による生産局長の承認をもって、生産局長の協議に代えるものとする。

オ 生産局長は、エに基づき協議又は届出を受けた場合には、その内容を指定法人に対し、直接通知するものとする。この場合において、当該協議及び届出の内容が都道府県に関係するときは、北海道知事に対しては直接、都府県の知事に対しては地方農政局長を通じ、通知するものとする。

カ 生産局長は、果実等の需給の安定を図る上で、緊急を要する事項について協議するため、全果協の開催を指示することができるものとする。全果協は、協議の内容を速やかに生産局長に報告するものとする。

（2）都道府県果協

ア 都道府県果協は、別添 4 を例として設置運営規程を定めるものとし、以下に掲げる団体の代表者をもって構成する。

(ア) 都道府県農業協同組合中央会

(イ) 都道府県の区域の全部又は一部をその地区とする農協及びその連合会（全国農業協同組合連合会の県本部を含む。）

(ウ) 都道府県段階の商系出荷事業者、加工事業者又は販売事業者の団体

(エ) その他知事が適当と認める団体

イ 都道府県果協は、(1) ウにより全果協の委託を受けた事項について協議を行うとともに、原則として以下に掲げる事項について協議を行うものとする。

この場合、指定果実については I の第 1 の 2 (1) の適正生産出荷見通し及び I の第 1 の 4 (2) の指針の趣旨が活かされるよう配慮するものとする。

(ア) 出荷時期区分の設定に関する事項

(イ) 改植及び摘果の推進等計画的生産に関する事項

(ウ) 生食用及び加工原料用の果実の計画的出荷に関する事項

(エ) 緊急需給調整特別対策事業の実施方針及び発動に関する事項

(オ) 果樹産地構造改革計画に関する事項

(カ) その他果実の生産及び出荷の安定に関する事項

ウ 都道府県果協は、協議終了後速やかに、指定果実に係る協議事項については知事と調整し、イ(オ)に係る事項については知事と協議し、その他の果実に係る協議事項については知事に届け出るものとする。

エ 知事は、ウにより調整を了した場合又は届出があった場合には、その内容を地方農政局長（北海道知事にあっては生産局長）及び都道府県法人に通知するものとする。

オ 知事は、指針に即した指導を行うため、特に必要があると認められる場合には、都道府県果協の開催を指示することができるものとする。

(3) 全果協及び都道府県果協は、年度当初及び摘果期、出荷期等果実の計画的生産出荷のために必要な時期又は生産局長若しくは知事から開催を指示された場合に、会長が招集して開催するものとする。

7 国の助成等

国は、予算の範囲内において、以下に掲げる経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 指定法人が行う本事業の実施に必要な経費につき定額

(2) 生産者団体等が行う本事業の実施に必要な経費につき定額

(3) 事業実施主体が行う本事業の実施に必要な経費につき定額

第 3 その他

1 国の行う他の施策との連携を図るため、下表の事業欄に掲げる事業を実施する関係者は、連携する施策欄に掲げる施策に取り組むよう努めることとする。

連携する施策	事業	取組主体
【科学技術イノベーション施策】	第 2 の 1 (2)	産地計画を策定した協議会及

担い手の不足や高齢化など生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努める。	の事業	び生産出荷団体等（事業実施者を除く）
	第2の1（4）の事業	事業実施者（指定法人を除く）

- 2 都道府県の区域を超える地域を地区とし、従たる事務所を設置している者が事業実施者となる場合の取扱いは以下のとおりとする。
- （1）都道府県の区域を超える地域を地区とする事業実施者であって都道府県の区域を地区とする従たる事務所を設置して事業を行う場合の事務手続については、事業実施者が都道府県ごとの事業を委任する者に行わせることができる。
- （2）事業実施者が前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときには、あらかじめその旨を、当該都道府県法人を通じて指定法人に届け出るものとする。
- なお、当該都道府県に都道府県法人が設置されていない場合は指定法人に届け出るものとする。
- （3）前項の規定に基づき都道府県ごとの事業を委任する者に事務を行わせるときの事務手続については、都道府県の全部又は一部の区域を地区とする者が事業を行う際の事務手続に準じるものとする。

I 果実の需給安定対策事業

第1 果実の需給安定に向けた取組

果実の需給の安定を図るとともに、出荷が集中した場合の影響を緩和することにより果樹園経営の安定を図るため、以下に定めるところにより、果実の需給安定対策の取組を実施するものとする。

1 取組実施者

取組実施者は、指定法人又は都道府県法人とする。

2 適正生産出荷見通し及び生産出荷目標

- (1) 指定果実について、生産局長は、毎年、開花状況、需要見通し等を踏まえ、次のアからオまでの事項を定めた当年の適正生産出荷見通しを策定し、全果協、指定法人及び地方農政局長を通じて（北海道にあっては直接）知事に通知するものとする。

ア 全国の予想生産量

イ 全国の適正生産量

ウ 全国の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量

エ 全国の生産出荷量がイ及びウの量となるよう調整するために必要な措置に関する基本的な事項

オ その他指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項

- (2) 全果協は、(1)の通知があった場合には、都道府県ごとの生産出荷実績等を勘案して、次のアからエまでの事項を定めた全国生産出荷目標を策定し、指定法人及び都道府県果協に通知するものとする。

ア 都道府県別の適正生産量

イ 都道府県別の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量

ウ 都道府県別に、当該年産の出荷期間を区分した期間（以下「出荷時期区分」という。）ごとの生食用の適正出荷量

エ 都道府県別の生産出荷量がア及びイの量となるよう調整するために必要な以下に掲げる事項

(ア) (1)の適正生産出荷見通し、樹種の特性、需給事情等を踏まえた生産量及び出荷量の調整に関する基本的な事項

(イ) 生食用果実の出荷に当たり、出荷量が集中し需要を大きく上回り、価格の低下が見込まれる時期（以下「特定時期」という。）において、出荷量の調整をより効果的に実施するものとして全果協が定める対策（以下「特別出荷調整」という。）並びにその実施に当たっての基本的な考え方及び都道府県別の特定時期における生食用適正出荷量

(ウ) うんしゅうみかんについて、各年の生産量の変動を是正するに当たり、生産量の調整の効果が高く、かつ、生産性の向上のために有効であり、それを実施した結果の確認が容易なものとして全果協が定める対策（以下「特別摘果」という。）並びにその実施に当たっての基本的な考え方及び都道府県別の実施面積

オ その他全国の指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項

(3) 都道府県果協は、(2)の通知があった場合には、原則として市町村の区域又は農業協同組合（以下「農協」という。）の業務区域（以下「産地」という。）ごとの生産出荷実績等を勘案して、次のアからエまでの事項を定めた都道府県生産出荷目標を策定し、管内の農協及びその連合会（全国農業協同組合連合会の都道府県本部を含む。）、農協以外に出荷している生産者組織、その他指定果実を出荷している事業者（以下「指定果実出荷事業者」と総称する。）及び都道府県法人に通知するものとする。

ア 産地別の適正生産量

イ 産地別の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量並びに出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量

ただし、出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量は、都道府県果協が、産地の状況を勘案して定めることとした場合に限り定めるものとする

ウ 産地別の生産出荷量等がア及びイの量となるよう調整するために必要な以下に掲げる措置

(ア) (2)の全国生産出荷目標、当該都道府県の樹種の特性、需給事情等を踏まえた生産量及び出荷量の調整のための実施方針

(イ) 特別出荷調整の実施に当たっての基本的な考え方及び産地別の特定時期における生食用適正出荷量

(ウ) 特別摘果を実施する場合には、その実施に当たっての基本的な考え方及びその産地別の実施面積

エ その他当該都道府県の指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項

(4) 都道府県果協は、(3)に定める都道府県生産出荷目標について、産地ごとに設定することが困難な場合には、当該目標が確実に達成されるよう、当該都道府県の指定果実の生産状況等を踏まえ、その他の適切な方法で区分して定めることができるものとする。

(5) (3)の「その他指定果実を出荷している事業者」とは、農協以外に出荷している事業者の組織する団体又はその他の団体で都道府県果協が適当と認める団体とする。

(6) 指定果実出荷事業者のうち都道府県果協が指定する者は、(3)の通知があった場合には、生産者ごとの指定果実の生産出荷実績等を勘案して、次のアからエまでの事項を、定めた産地生産出荷目標を策定し、管内の生産者及び都道府県法人に通知するものとする。

ア 生産者別の適正生産量

イ 生産者別の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量並びに出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量

ただし、出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量は、都道府県果協に指定された指定果実出荷事業者が、産地の状況を勘案して定めることとした場合に限り、定めるものとする。

ウ 生産者別の生産出荷量がア及びイの量となるよう調整するために必要な以下に掲げる措置

(ア) (3)の都道府県生産出荷目標、当該産地の樹種の特性、需給事情等を踏

まえた生産量及び出荷量の調整のための実施方針

(イ) 生産者別の特定時期における生食用適正出荷量

(ウ) 特別摘果を実施する場合には、生産者別の特別摘果に取り組むべき面積

エ その他当該産地の指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項

(7) 3 (1) アの生産出荷組織の構成員全員が産地生産出荷目標の達成に取り組むことが確実と見込まれる場合には、その代表者に対して生産出荷組織の構成員ごとに通知されるべき当該目標を一括して通知することができるものとする。

(8) 関係様式

2の規定による手続に係る様式は、下表のとおりとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
全国生産出荷目標	2 (2)	別添5-1
都道府県生産出荷目標	2 (3)	別添5-2
産地生産出荷目標	2 (6)	別添5-3

3 計画的生産出荷の推進

(1) 生産出荷計画

ア 2 (6) の産地生産出荷目標が通知された産地の生産出荷組織及び指定果実を生産出荷している生産者（以下「指定果実生産者」と総称する。）は、産地生産出荷目標を勘案して、次の（ア）から（エ）までの事項を定めた生産出荷計画を作成し、原則として産地生産出荷目標を通知した指定果実出荷事業者を通じ、都道府県法人に提出するものとする。

(ア) 予定生産量

(イ) 生食用及び加工原料用の用途別予定出荷量

a 出荷ルート別の予定出荷量

b 出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量が定められた場合は、その出荷時期区分ごとの生食用予定出荷量

(ウ) 生産出荷量が（ア）及び（イ）となるよう調整するために必要な以下に掲げる措置

a 2 (6) の産地生産出荷目標を踏まえた生産量及び出荷量の調整の実施計画

b 特定時期における生食用予定出荷量

c 特別摘果を実施する場合には、その実施計画

(エ) その他指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項

イ 都道府県法人は、アにより提出された生産出荷計画が産地生産出荷目標に適合し、以下に掲げる要件を満たしている場合には、これを承認するものとする。

(ア) 生産出荷量が、アの（ア）及び（イ）の量となるよう調整するための措置を適切に講ずることとしていること。

(イ) 特別摘果を実施する場合、特別摘果の実施計画が、産地生産出荷目標に定めた指定果実生産者ごとに実施すべき特別摘果の面積を下回らないものであること。

ウ 指定果実出荷事業者は、アの指定果実生産者から提出された生産出荷計画を都道府県法人に提出する場合には、総括表を添付するものとする。

エ 生産出荷組織は、産地生産出荷目標の範囲内で、生産出荷計画に定めた予定生産量又は予定出荷量を変更した場合は、アに準じて変更後の生産出荷計画を作成し、産地生産出荷目標を通知した指定果実出荷事業者に変更後の生産出荷計画を提出するものとする。

(2) 計画的生産出荷の取組

ア 指定果実生産者による取組

指定果実生産者は、都道府県法人が承認した生産出荷計画に即して、次の(ア)から(エ)までに定めるところにより、計画的生産出荷のための生産量及び出荷量の調整に取り組むとともに、摘果等の実施状況を記録した作業記録簿及び出荷・販売台帳の作成、出荷伝票の保存等を行うものとする。ただし、選果場、出荷事業者等からの情報又は既存の資料によって必要な事項が確認できる場合にはそれらをもって代えることができるものとする。

(ア) 生産出荷計画に即して特別摘果その他の生産量の調整及び用途別の適切な仕向その他の出荷量の調整を実施すること。

(イ) 第2の1(3)の果実計画生産推進基本計画に即した計画的生産出荷を実施すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の取組状況について、指定果実生産者が相互に確認し合うこと。

(エ) 生産出荷組織においては、自主的に構成員相互の巡回、(ア)及び(イ)の取組状況の取りまとめ等に努めること。

イ 指定果実出荷事業者による取組

(ア) 指定果実出荷事業者は、アの取組が適切に実施されるよう、現地講習会を実施する等の的確な指導を、必要に応じて他の指定果実出荷事業者と協力して行うものとする。

また、指定果実生産者を訪問し、ほ場の巡回、作業記録簿の内容とほ場の状況との照合、出荷・販売台帳と出荷伝票との照合、聞き取り等により計画的生産出荷の取組の実施状況を確認し、その取組が不十分な場合には、追加的な摘果計画の作成及び当該計画の実施状況の報告等必要な指導を、必要に応じて他の指定果実出荷事業者と協力して行うものとする。

(イ) 指定果実出荷事業者は、指定果実生産者に対する指導の実施状況、ほ場の巡回計画及び確認結果について定期的に取りまとめ、都道府県果協及び都道府県法人に報告するものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に規定するほ場の巡回は、原則として、うんしゅうみかんについては、熟期の異なる品種ごとの収穫作業の開始前の1回以上（加えて、特別摘果を実施する場合にあってはその終了後1回以上）、りんごについては熟期の異なる品種ごとの収穫作業の開始前の1回以上実施するものとする。

ウ 都道府県法人及び都道府県果協による取組

(ア) 都道府県法人は、指定果実出荷事業者及び指定果実生産者を訪問し、ア及

びイの取組の実施状況を確認するとともに、生産出荷計画に即して摘果等による生産量の調整又は出荷量の調整が実施されていないことが確認された場合には、直ちに都道府県果協に通知するものとする。

(イ) 都道府県法人は、(ア)に定める確認及び通知について、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済（以下「果樹共済」という。）の損害評価員等果樹生産について知見を有する者に委嘱することができるものとする。

(イ) 都道府県果協は、管内の計画的生産出荷の取組の実施状況の把握及び指導の推進に努めるとともに、(ア)及び(イ)に基づき通知を受けた場合は、都道府県果協の構成員による協議の上、該当する指定果実出荷業者を通じ、重点的な指導を行うものとする。

エ 指定法人及び全果協による取組

指定法人並びに全果協及びその構成員は、全国の計画的生産出荷の取組の実施状況の把握及び指導の推進に努めるとともに、生産出荷計画に即して摘果等による生産量の調整又は出荷量の調整が実施されていないことが広汎に確認される都道府県がある場合は、全果協における協議を経て、該当する都道府県果協に対して、重点的な指導を行うものとする。

(3) 生産出荷実績等の報告

指定果実生産者は、次のアからウまでに定めるところにより、生産出荷実績報告書を作成し、原則として生産出荷計画を提出した指定果実出荷事業者を通じ、都道府県法人に提出するものとする。

ア 生産出荷実績報告書の記載事項は以下に掲げる事項とする。

(ア) 生産実績

(イ) 生食用及び加工原料用の用途別出荷実績

a 出荷ルート別の出荷実績

b 出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量が定められた場合にあっては、その出荷時期区分ごとの内訳

イ 指定果実出荷事業者は、生産出荷目標を通知した指定果実生産者からの生産出荷実績報告書を都道府県法人に提出する場合には、総括表を添付するものとする。

ウ 都道府県法人は、生食用及び加工原料用の用途別の出荷実績を確認するため、アの生産出荷実績報告書を精査するとともに、必要に応じ、出荷・販売台帳との照合、生産者・生産出荷組織、農協、市場等の関係者に対する聞き取り調査等を実施するものとする。

(4) 加工原料用果実の長期的な取引契約の推進

果実需給安定対策の適切な実施のため、指定果実出荷事業者は、果実加工業者との加工原料用果実の長期的な取引契約の締結に努めるものとし、都道府県法人は、これを推進するため指定果実出荷事業者及び果実加工業者に対して指導助言に努めるものとする。

(5) 関係様式

3の規定による手続に係る様式は、下表の例によるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
生産出荷計画承認申請書	3 (1) ア	別添 6 - 1
生産出荷計画（実績）総括表	3 (1) ウ及び (3) イ	別添 6 - 2
生産出荷実績報告書	3 (3)	別添 6 - 3

4 需給不均衡が懸念される場合の措置

(1) 生産出荷目標等の変更

2の生産出荷目標を策定した後に天候が大きく変化したこと等によって、指定果実について、品質が著しく向上し予想を上回る需要の増加が見込まれる場合、品質が著しく低下し予想を上回る需要の減退が見込まれる場合等には、以下に定めるところにより、当初の生産出荷目標等の変更を行うことができるものとする。

なお、この場合においては、2に準じて当初の生産出荷目標等を通知した者に順次通知するものとする。

ア 都道府県果協の構成員による協議を経た上で、全果協から通知された当該都道府県の適正生産量又は適正出荷量の範囲内で行う、産地ごとの適正生産量又は適正出荷量の変更のうち、産地別の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の変更については、当該都道府県の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の範囲内で行うこととする。

イ 全果協の構成員による協議を経た上で行う以下に掲げる変更のうち、都道府県別の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の変更については、全国の出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量の範囲内で行うこととする。

(ア) 全国の適正生産量又は適正出荷量の範囲内で、都道府県ごとの適正生産量又は適正出荷量の変更を行うこと。

(イ) 以下に掲げる場合に、原則として全国の適正出荷量（適正生産出荷見通しに含まれるものをいう。以下同じ。）の3%を限度とした範囲内で全国の加工原料用適正出荷量の変更を行うこと。

a 全国の予想出荷量が適正出荷量を上回ることが見込まれ、加工原料用適正出荷量を増加させる場合（全国の各出荷時期区分の生食用適正出荷量の増加を伴わない場合に限る。）

b 全国的な品質の低下等による生食用の需要の減少等が見込まれ、加工原料用適正出荷量を増加させる場合

ウ ア及びイのいずれにも該当しない場合には、全果協が、生産局長と協議の上、全国の適正生産量又は適正出荷量の変更を行うこととする。

(2) 生産出荷安定指針等の策定

ア 指定果実の需給が著しく均衡を失し、その安定的な生産及び出荷を図ることが特に必要と認められる場合において、以下の（ア）又は（イ）に該当するときは、2（1）の生産出荷見通しに代えて、うんしゅうみかんについては農林水産大臣が果振法第4条の3及び施行通知第4の2に基づく生産出荷安定指針を、りんごについては生産局長が生産出荷指導指針（以下、両指針を合わせて「指針」という。）を策定するものとする。

(ア) 2 (1) の適正生産出荷見通しを策定する時点で、全国の予想生産量が適正生産量を上回ると見込まれる場合又はその後に天候が大きく変化したこと等により全国の予想生産量が適正生産量を上回ると見込まれる場合であって、当該予想生産量の適正生産量を上回る量が10%に達し、生産量の調整を強化することが必要なとき

(イ) 2 (1) の適正生産出荷見通しを策定した後に天候が大きく変化したこと等により、全国の予想出荷量が適正出荷量を上回ると見込まれる場合又は全国的な品質の低下等による著しい生食用の需要の減少等が見込まれる場合であって、加工原料用出荷量の増加見込量が6%に達し、出荷量の調整を強化することが必要なとき

イ アの生産出荷指導指針には、次の(ア)から(エ)までの事項を定めるものとする。

(ア) 全国の予想生産量

(イ) 全国生産量の目標

(ウ) 全国の生食用及び加工原料用の用途別の出荷量の目標

(エ) (イ) 及び (ウ) の目標を達成するために必要な措置

5 推進指導体制等

(1) 推進指導体制

ア 都道府県果協及び生産出荷団体

(ア) 都道府県果協及び生産出荷団体（農業協同組合、農業協同組合連合会及びこれら以外の者であって果実の出荷又は加工の事業を行うものが組織する出荷事業者団体をいう。以下同じ。）は、都道府県法人と連携し、果実需給安定対策の趣旨の徹底、指定果実生産者及び指定果実出荷事業者に対する指導を行うものとする。

(イ) 生産出荷団体は、指定果実生産者の了解を得て、都道府県果協及び都道府県法人に対し、生産出荷情報の提供を行うものとする。

(ウ) 都道府県果協は、都道府県等と連携し、その構成員の充実等体制の強化に努めるものとする。

イ 指定法人及び都道府県法人

(ア) 指定法人及び都道府県法人は、関係機関に対し、果実需給安定対策の適切な実施に必要な情報の提供及び助成を行うものとする。

(イ) 都道府県法人は、都道府県等と連携し、その会員の充実等体制の強化に努めるものとする。

ウ 都道府県

(ア) 都道府県は、都道府県果協及び都道府県法人に対する指導及び支援を行うとともに、農林事務所、普及指導センター、試験研究機関等の出先機関と市町村、生産出荷団体等関係機関との連携を図り、産地の指導体制を整備するものとする。

(イ) 農業共済組合連合会及び市町村の協力を得て、都道府県果協及び都道府県法人に対し、果実需給安定対策の適切な実施に必要な情報の提供を行うものとする。

エ 国

国は、果実需給安定対策の円滑な実施に資するため、その実施状況等に関する調査及び関係機関・団体に対する情報の提供を行うものとする。

(2) 関連施策との連携

以下に掲げる事業（果樹農業に関連するものに限る。）については、果実需給安定対策の適切な実施のための産地条件の整備に資するようにその推進を図るとともに、原則として、指定果実の計画的生産出荷を達成している者又はその達成が当該事業の実施により確実と認められる者が受益する地区の要請に優先的に配慮するものとする。

ア 水利施設等保全高度化事業（特別型のうち畑地帯総合整備型（畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型）の生産基盤部分に限る。）

イ 農山漁村地域整備交付金（水利施設整備のうち水利施設等整備事業の畑地帯総合整備型の生産基盤部分に限る。）

第2 事業内容（緊急需給調整・自然災害被害果実利用促進等対策事業）

事業実施主体は、第1の取組の実効性を確保するため、以下に掲げる事業を実施するものとする。

1 果実計画生産確認事業

(1) 事業の内容

この事業は、第1の3の指定果実の計画的生産出荷を促進するため、以下に掲げる措置を講ずる指定果実出荷事業者に対し、都道府県法人が補給金を交付する事業とする。

ア 計画的生産出荷の指導

イ 第1の4（2）アにより指針が策定された場合の計画的生産の促進

(2) 事業実施者

この事業の実施者は、都道府県法人とする。

(3) 果実計画生産推進基本計画

ア この事業を実施しようとする都道府県法人は、以下に掲げる事項について果実計画生産推進基本計画を作成し、あらかじめ知事と調整の上、指定法人に提出するものとする。

（ア）計画的生産出荷の指導に関する事項

（イ）計画的生産の実施に関する事項

（ウ）その他この事業の実施に関し必要な事項

イ 指定法人は、アの計画が以下に掲げる要件を満たしていると認められる場合には、これを承認し、その旨を生産局長に報告するものとする。

（ア）果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していること。

（イ）本別紙本体第2の3（2）の指定法人の業務実施方針及び業務実施規程に即していること。

ウ アの計画を変更する場合は、ア及びイに準じて行うものとする。

(4) 果実計画生産推進資金

ア 都道府県法人は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者に負担金

を納付させ、都道府県等からの助成金と合わせて、果実計画生産推進資金を造成するものとする。

イ 都道府県法人は、アの資金の造成について指定法人からの補助金の交付を受けようとする場合には、指定法人の業務方法書に定めるところにより、果実計画生産推進基本計画及び負担金等による資金の造成額を証する書類を添付した上で、指定法人に申請するものとする。

ウ 指定法人は、イに基づき申請を受けた場合には、業務方法書に定めるところにより、アに基づき造成した果実計画生産推進資金を超えない金額を当該都道府県法人に補助するものとする。

エ 都道府県法人は、本別紙本体第2の2（1）に定める本事業実施期間中及び終了後、果実計画生産推進資金を解消し、負担金の納付者及び助成金又は補助金の交付者への返納等の資金の整理に充てることができるものとする。

（5）補給金の交付等

ア 補給金の交付対象となる経費

都道府県法人は、指定果実出荷事業者に対し、計画的生産出荷を促進するための取組を行う場合に必要な経費であって以下に掲げるものについて、補給金を交付するものとする。なお、補給金額の限度、交付条件等は、指定法人が業務実施方針及び業務実施規程において定めるものとする。

（ア）計画的生産出荷の指導（（1）アの措置）

生産出荷目標の作成のための会議開催費、調査費、台帳整備費及び資料作成費、生産出荷計画の実施状況の確認のための確認担当者手当（果樹研究同志会等の指導者等果樹農業について知見を有する者に委嘱して実施した場合の委嘱手当を含む。）及び帳簿作成費、産地指導のための講習会開催費及び資料作成費等の経費

（イ）計画的生産の促進（（1）イの措置）

下表に掲げる作業の計画的な推進に必要な共同作業の記帳手当、作業打合せ会議開催費及び講習会への参加費、同表の作業（改植・高接、枝別全摘果を除く。）のうち以下に掲げる要件を満たすものの実施に必要な人件費及び薬剤費等の経費

a 3戸以上の生産者が責任者を定めて共同で行うもの

b 指定果実出荷事業者又は指定果実出荷事業者が適当と認める果樹研究同志会、摘果推進集団等（個人を除く。）が責任者を定めて請負で行うもの

対象とする作業		作業の内容
うんしゅ	改植・高接	うんしゅうみかんからうんしゅうみかんの優良品種、その他の果実への改植又は高接（ただし、普通・早生から極早生の品種に転換する場合を除く。高接にあっては一挙更新する場合に限る。）
	園地別、樹別又は半樹別の全摘果	園地、樹又は半樹（2等分した樹冠のいずれか一方）ごとに全く結実させないようにするため

う み か ん		のせん定又は摘果
	間伐・大枝切り	園地ごとに植栽されている樹の 1/3 以上を均等に伐採する間伐又は全ての樹の主枝を 1/3 以上切除する大枝切り
	枝別全摘果	園地ごとに全ての樹について結実枝と全摘果枝が交互に配置されるようにするためのせん定又は摘果
り ん ご	着果量の調整	都道府県果協が定める着果量の基準に適合するようにするための仕上げ摘果、見直し摘果又は樹上選果

イ 果実計画生産推進計画

(ア) 補給金の交付を受けようとする指定果実出荷事業者は、都道府県法人の業務方法書に定めるところにより、あらかじめ果実計画生産推進計画を作成し、都道府県法人に提出するものとする。この場合において、指定果実出荷事業者の上部団体は、その構成員の作成した計画を取りまとめ、都道府県法人に提出することができるものとする。

(イ) 都道府県法人は、(ア)の計画が以下に掲げる要件を満たしていると認められる場合には、これを承認するものとし、承認した場合は、その旨を指定法人に報告するものとする。

a 第1の2(3)の都道府県生産出荷目標に即していること。

b (3)イにおいて指定法人が承認した果実計画生産推進基本計画に即していること。

c 本別紙本体第2の3(2)の指定法人の業務実施方針及び業務実施規程に即していること。

(ウ) (ア)の計画を変更する場合は、(ア)及び(イ)に準じて行うものとする。

ウ 補給金の交付申請

補給金の交付を受けようとする指定果実出荷事業者は、本別紙本体第2の4(8)の都道府県法人の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人に申請するものとする。

(6) 実績の報告

都道府県法人は、この事業の実績について、(5)アの経費の区分ごとに、それぞれの実施内容、それらに要した経費及び補給金の額について記載したものを、指定法人及び知事に報告するものとする。指定法人は、都道府県法人からの報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(7) 業務方法書

都道府県法人は、この事業を実施する場合には、業務方法書に果実計画生産推進基本計画、果実計画生産推進計画負担金の納付、計画生産出荷促進資金の管理、補給金の交付その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(8) 関係様式

1に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
果実計画生産推進基本計画承認（変更承認）申請書	（３）のア及びウ	別添７－１
果実計画生産推進資金造成補助金交付申請書	（４）イ	別添７－２
果実計画生産推進計画承認（変更承認）申請書	（５）イの（ア）及び（ウ）	別添７－３
果実計画生産推進補給金交付申請書	（５）ウ	別添７－４
果実計画生産推進事業実績報告書	（６）	別添７－５

2 緊急需給調整特別対策事業

（１）事業の内容

この事業は、第１の３の計画的生産出荷への取組を的確に実施した上で、一時的な出荷の集中により、なお価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、生食用果実を加工原料用に仕向けるのに必要な経費について、都道府県法人が指定法人からの補助を受けて指定果実出荷事業者に対して補給金を交付する事業とする。

（２）事業実施者

この事業の実施者は、都道府県法人とする。

（３）対象果実

この事業の対象となる果実は、一旦生食用として選果場に出荷され選別された指定果実のうち、価格の低下の主因となるおそれのある特定の規格の果実として全果協が定めるものとする。

（４）緊急需給調整事業実施方針の策定等

ア 緊急需給調整事業実施方針

（ア）全果協は、次の a から d までに定めるところにより、全国緊急需給調整事業実施方針（以下「全国事業実施方針」という。）を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。

- a この事業の対象とする品目に関する事項
- b この事業の発動に関する事項
- c 都道府県別のこの事業の対象とする果実の数量の配分に関する事項
- d その他必要な事項

（イ）全果協は、（ア）の承認があった場合には、全国事業実施方針の内容及び生産局長の承認を受けた旨を指定法人及び都道府県果協に通知するものと

する。

(ウ) 都道府県果協は、(イ) の通知があった場合には、次の a から d までに定めるところにより、都道府県緊急需給調整事業実施方針（以下「都道府県事業実施方針」という。）を策定し、都道府県法人及び指定果実出荷事業者に通知するものとする。

- a この事業の対象とする品目に関する事項
- b この事業の発動に関する事項
- c 指定果実出荷事業者別のこの事業の対象とする果実の数量の配分に関する事項
- d その他必要な事項

(エ) (ア) から (ウ) までの規定は、全国事業実施方針又は都道府県事業実施方針の変更について準ずる。

イ 産地緊急需給調整事業実施計画

(ア) 指定果実出荷事業者は、次の a から f までに定めるところにより、産地緊急需給調整事業実施計画（以下「産地事業実施計画」という。）を作成し、都道府県法人の承認を受けるものとする。

- a この事業の対象とする品目に関する事項
- b この事業による取組の実績の確認及び報告に関する事項
- c この事業の対象となる果実の加工に係る選果場及び加工工場の選定に関する事項
- d この事業の対象とする果実の数量に関する事項
- e 緊急需給調整資金の拠出に関する事項
- f その他必要な事項

(イ) 都道府県法人は、(ア) の承認をしようとする場合にあっては、知事と調整の上、あらかじめ指定法人に協議するものとする。

(ウ) 指定法人は、(イ) により協議された産地事業実施計画がアの全国事業実施方針に即していると認められ、異議がない旨回答した場合にあっては、当該計画及び回答の内容を生産局長に報告するものとする。

(エ) 産地事業実施計画を変更する場合は、(ア) から (ウ) までの規定を準用するものとする、ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の 30% 以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる

(5) 事業の発動

ア この事業は、全果協が生産局長の承認を受けて発動するものとする。なお、承認申請にあっては、次の (ア) から (ウ) までに掲げる事項を明らかにしてするものとする。

- (ア) この事業を実行する期間に関する事項
- (イ) 都道府県別のこの事業を実行する果実の数量に関する事項
- (ウ) その他必要な事項

イ 全果協は、アの承認があった場合には、ア (ア) から (ウ) までに掲げる事

項を明らかにして、事業の発動を指定法人及び都道府県果協に通知するものとする。

ウ 都道府県果協は、イの通知があった場合には、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項を明らかにして、事業の発動を都道府県法人及び指定果実出荷事業者に通知するものとする。

（ア）この事業を実行する期間に関する事項

（イ）指定果実出荷事業者別のこの事業を実行する果実の数量に関する事項

（ウ）その他必要な事項

（６）緊急需給調整資金

ア 都道府県法人は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者に負担金を納付させ、都道府県等からの助成金と合わせて緊急需給調整資金を造成するものとし、その額は、次の数式により算出された額以内の額とする。

$$\text{緊急需給調整資金の上限額} = \text{道府県別のこの事業の対象となる果実の数量 (kg)} \times \text{指定法人が生産局長と協議して定める単価 (円/kg)} \times 1/2$$

イ 都道府県法人は、本別紙本体第２の２（１）に定める本事業の対象期間又はその以後において、本資金を解消し、負担金の納付者及び助成金の交付者への返納等資金の整理を行うことができるものとする。

（７）指定果実出荷事業者に対する補給金の交付

ア 都道府県法人は、指定果実出荷事業者からの申請により補給金を交付するものとし、その額は、次の数式により算出された額以内の額とする。

$$\text{補給金の上限額} = \text{指定果実出荷事業者別のこの事業を実行する果実の数量 (kg)} \times \text{指定法人が生産局長と協議して定める単価 (円/kg)}$$

イ 指定法人は、都道府県法人からの申請により、補給金を交付するのに要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

（８）実績の報告

ア 指定果実出荷事業者は、この事業の実績について、次の（ア）から（エ）までに掲げる事項を記載した産地調整実績報告を作成し、都道府県法人に提出するものとする。

（ア）この事業の対象とする品目に関する事項

（イ）指定果実出荷事業者に関する事項

（ウ）緊急需給調整加工仕向量の実績に関する事項

（エ）その他必要な事項

イ 都道府県法人は、アの産地調整実績報告を取りまとめ、指定法人及び知事に報告するものとし、指定法人は、当該報告を取りまとめ、生産局長に提出するものとする。

（９）補助要件

本事業による支援を受けるためには、以下に掲げるすべての要件を満たさなければならないものとする。

ア 総出荷量が第１の２（６）の適正出荷量の範囲内であること。

イ 生食用出荷量が第１の２（６）の生食用の適正出荷量の範囲内であること。

ウ 指定果実出荷事業者が第１の３（１）アの規定に基づき、生産出荷計画を作成し、都道府県法人の承認を受けていること。

エ 第１の２（６）ウ（イ）の特定時期の出荷量が特別出荷調整目標数量の範囲内であること。

オ 第１の２（６）ウ（ウ）の特別摘果に取り組むべき面積を定めた場合にあっては、特別摘果を実施していること。

(10) 業務方法書

都道府県法人は、この事業を実施する場合には、業務方法書に、緊急需給調整事業実施計画の策定、緊急需給調整資金の造成、補給金の交付その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

(11) 関係様式

２に規定する手続に係る様式は、下表に掲げる例によるものとする。

様 式 名	条 文	様式番号
全国緊急需給調整事業実施方針	(４) ア (ア)	別添 ８－１
都道府県緊急需給調整事業実施方針	(４) ア (ウ)	別添 ８－２
産地緊急需給調整事業実施計画	(４) イ (ア)	別添 ８－３
都道府県緊急需給調整事業実施計画	(４) イ (イ)	別添 ８－４
全国緊急需給調整発動通知	(５) イ	別添 ８－５
都道府県緊急需給調整発動通知	(５) ウ	別添 ８－６
産地調整実績報告	(８) ア	別添 ８－７
都道府県調整実績報告	(８) イ	別添 ８－８

３ 果汁特別調整保管等対策事業

(１) 事業の内容

この事業は、指定果実について第１の４（２）ア（イ）により指針が策定された場合又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

(２) 事業実施者

ア 果実製品の調整保管の事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷してい

る事業者と連携して適切に事業を遂行する能力を有すると生産局長が認めた果実加工業者とする。

イ 果実の産地廃棄の事業の実施者は、指定果実出荷事業者であって、計画的生産を的確に実施しているものとする。

(3) 果汁特別調整保管等対策事業実施計画の策定

ア 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算、都道府県及び都道府県法人との連携を図る体制の構築その他この事業を効率的に実施するために必要な措置に関する事項を定めた果汁特別調整保管等対策事業実施計画(以下「特別調整保管等計画」という。)を策定し、都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県の区域を超えてこの事業を行う場合にあっては指定法人に提出し、承認を受けるものとする。

イ 都道府県法人は、アにより提出された計画が適当と認められ承認しようとする場合には、知事と調整の上、あらかじめ指定法人と協議するものとする。

ウ 指定法人は、アのただし書により提出された計画及びイにより協議された計画を、果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即しているものとして承認しようとする場合には、あらかじめ生産局長と協議するものとする。

エ アの計画を変更する場合はアからウまでに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、事業実施者の変更、事業の取りやめ、事業量の増減、事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる

(4) 補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、当該特別調整保管等計画を提出した都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。

ウ 指定法人は、ア又はイにより申請された場合には、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、事業実施者に補助金を交付するものとする。

エ 補助対象となる経費及び補助率は、以下に定めるところによるものとする。

(ア) 果実製品の調整保管に係る事業

補助対象となる経費は、果実製品の製造に要する資金に係る金利及び低温倉庫の保管料の支払いに要する経費とし、補助率は、金利については定額、保管料については2分の1以内とする。

(イ) 果実の産地廃棄に係る事業

補助対象となる経費は、選果場から産業廃棄物等処理施設までの運搬及び廃棄処理に要する経費とし、補助率は2分の1以内とする。

(5) 実績の報告

ア 事業実施者は、この事業の実績について、(4)アの実施計画の内容に準じて記載したものを都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県

法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ、指定法人に報告するものとする。

イ 指定法人は、アの報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(6) 関係様式

3に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様式番号
果汁特別調整保管等対策事業実施計画承認（変更承認）申請書	(3) ア及びウ	別添 9－1
果汁特別調整保管等対策事業補助金交付申請書	(4) ア	別添 9－2
果汁特別調整保管等対策事業実績報告書	(5)	別添 9－3

4 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(1) 事業の内容

この事業は、指定果実その他の果実について、台風、降ひょう等の自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合であって、生産局長が次のア及びイの定めるところにより被害対象果実を定めたときに、当該被害対象果実の加工利用促進及び区分流通又は被害対象果実及びその果実製品の利用促進を行う事業とする。

ア 対象果実

本事業の対象果実は、自然災害等による被害が当該果実の国内需給に与える影響等を勘案し、生産局長が別途定めるものとする。

イ 事業の種類及び内容等

本事業の種類及び内容は以下に定めるところによるものとし、アで定める対象果実の特性等を勘案し、具体的な対象事業内容、対象経費及び補助率等を生産局長が別途定めるものとする。ただし、(イ)の対策は、(ア)の対策と一体的に実施する場合のみ対象とする。

(ア) 自然災害被害果実加工利用促進緊急対策

対象果実の有効利用の促進や区分流通の実施、加工原料用果実の段階的出荷のための一時貯蔵の実施等に必要な経費を助成するものとする。

(イ) 自然災害被害果実消費拡大対策

対象果実及び対象果実を原料とした加工製品の消費拡大に向けた取組に必要な経費を助成するものとする。

ウ (ア) 及び (イ) の対策のほか、対象果実ごとに必要と認められる対策

(2) 事業実施者

この事業の実施者は、被害対象果実を生産又は加工する生産出荷団体、果実加工業者その他生産局長が適当と認めた団体とし、具体的な内容については生産局長が別途定めるものとする。

(3) 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画の策定

ア 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算その他この事業を効率的に実施するために必要な措置に関する事項等について定めた自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画(以下「自然災害利用促進等計画」という。)を策定し、都道府県法人(都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域をその地区とする農業協同組合連合会その他指定法人が本事業を適切に実施できると認める団体をいう。以下4において同じ(3の規定を準用する場合を含む。))に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県の区域を越えてこの事業を行う場合にあっては指定法人に提出し、承認を受けるものとする。

イ アに定めるもののほか、自然災害利用促進等計画の承認等に係る手続については、3(3)のイからエまでに準ずるものとする。

ウ 補助金の交付

自然災害被害果実加工利用促進等対策事業に係る補助金の交付については、3(4)に準ずるものとする。この場合において、同項「当該特別調整保管等計画」とあるのは「当該自然災害利用促進等計画」と読み替えるものとする。

エ 実績の報告

自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実績の報告については、3(5)に準ずるものとする。

Ⅱ 果樹経営支援等対策事業

第1 果樹経営支援対策事業

1 事業の内容

この事業は、競争力の高い産地を育成するため、産地計画に基づき、3（1）の支援対象者が行う優良な品目又は品種への転換、小規模園地整備その他の経営基盤を強化する取組に要する経費を補助する事業とする。

2 事業実施者

この事業の事業実施者は原則として都道府県法人とする。ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる（以下、第1及び第3において「都道府県法人等」という。）。

3 支援の対象となる取組等

（1）この事業による支援の対象となる取組、補助率及び支援対象者は次の表のとおりとする。なお、対象となる品目又は品種は、原則として産地計画において今後振興すべき品目又は品種として定められているものとする。

支援の対象となる取組	補助率	支援対象者
（1）整備事業 ア 改植又は高接	2分の1以内 （りんご等主要果樹の改植及び転換前の品目がうんしゅうみかん等かんきつ類である改植の場合にあっては定額（事業実施主体が生産局長と協議して定める額。以下この表において同じ。））	整備事業の支援対象者は次に掲げる者とする。 ① 産地計画において担い手と定められた者（以下「担い手」という。） ② 産地計画に参画している生産者（左欄ウの廃園の取組を除き、1年以内に担い手が所有権若しくは貸借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。） ③ 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条の
イ 園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備	2分の1以内	
ウ 廃園	2分の1以内 （みかん等又はりんごが植栽されて	

	いる場合にあつては定額)	規定による指定を受けた者をいい、左欄ウの廃園の取組を行う場合を除く。)
エ 果実の品質向上等を目的として行う用水・かん水施設の整備	2分の1以内	④ 事業実施主体が特に必要と認める者
オ その他事業実施主体が特に必要と認める取組	2分の1以内	
(2) 推進事業		推進事業の支援対象者は次に掲げる者とする。
ア 担い手に雇用労働力を的確に供給するための労働力調整システムの構築	2分の1以内	① 市町村 ② 生産出荷団体(事業実施者を除く。)
イ 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築		③ 事業実施主体が特に必要と認める者
(ア) 果実供給力の維持対策に関する検討会の開催	定額	
(イ) 園地情報を的確に把握し担い手の園地集積、荒廃園地の発生抑制の取組を支援するための情報システム等の構築	2分の1以内	
ウ 購入した苗等を一定期間育成するための育苗ほの設置	2分の1以内	
エ 果実の高品質化や生産性の向上を達成するための新技術の実証・普及	2分の1以内	

オ 今後振興すべき品 目又は品種のブラン ド化及び販路の開拓 等	2分の1以内	
カ 輸出先国及び地域 の輸入条件に適合し た果実の生産・流通 体系の実証	2分の1以内	
キ 果樹農業振興特別 措置法（昭和36年法 律第15号。）に基づ く果樹農業振興基本 方針第1の3の（1） のイに定める「産地 キャリアプラン」の 策定・推進		
（ア）産地キャリアプ ランの策定・情報 発信	定額	
（イ）研修園の活用等	2分の1以内	

（2）（1）の表の（1）アの補助率が定額とされている改植について、次に掲げるいずれか又は全てに該当する場合であって、改植に伴い追加的な土層改良経費を要するなど事業実施主体が生産局長と協議して定めた要件に該当するときは、当該改植単価に2万円/10a（定額）を加算できるものとする。

ア 農地中間管理機構等が集積・集約した園地において行う改植

イ 農地を集積・集約した上で、急傾斜地から平地等に園地を移動して行う改植

（3）自然災害により、生産者の営農活動の継続に支障を来たした場合において、その支援のために都道府県法人等が緊急的に実施する事業に対して経費の一部を交付することができるものとする。この場合において、交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率等は生産局長が別に定めるものとする。

（4）事業を円滑に推進するため、事業実施主体が生産局長と協議して別に定める使途の基準等に基づき、都道府県法人等に対して推進事務費を交付することができるものとし、その補助率は定額とする。

4 支援の要件

この事業の支援を受けようとする場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ただし、（１）から（４）までに掲げる事項については、生産局長と協議の上、事業実施主体が別に定める場合にあっては、この限りではない。

- （１）事業が実施される地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であること。
- （２）Ⅰの第１の指定果実の生産出荷を行っている者が指定果実に係る整備事業を実施する場合にあっては、当該生産出荷を行っている者がⅠの第１の２の生産出荷目標の配分を受けていること。
- （３）Ⅰの第１の指定果実の出荷を行っている者が、推進事業（３（１）の表の支援の対象となる取組の欄中の（２）の推進事業をいう。以下同じ。）を実施する場合は、当該生産出荷を行っている者がⅠの第１の２の生産出荷目標の配分を受けていること。
- （４）推進事業の支援対象者の主たる事務所が所在する都道府県において、対象品目について果樹共済のうち収穫共済の引き受けが行われている場合にあっては、当該推進事業の支援対象者である市町村の区域又は生産出荷団体若しくは事業実施主体が特に必要と認める者の業務区域における対象品目の収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

5 推進指導体制

（１）全国段階

国及び事業実施主体は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他の関係機関に指導を行うものとする。

（２）都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、産地計画の策定主体その他の関係機関に指導を行うものとする。

（３）産地段階

産地計画の策定主体は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

6 果樹経営支援対策事業実施計画

- （１）支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他この事業の実施に必要な事項を定めた果樹経営支援対策事業実施計画を都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。
- （２）都道府県法人等は、（１）の承認をしようとするときは、知事及び事業実施主体に協議するものとする。
- （３）果樹経営支援対策事業実施計画を変更する場合は、（１）及び（２）の規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

7 補助金の交付

(1) 補助金の交付手続

ア 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。

ウ 事業実施主体は、イにより申請された場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人等は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、当該支援対象者に補助金を交付するものとする。

(2) 事業実施主体の助成措置

事業実施主体は、都道府県法人等がこの事業を実施するのに必要な経費の全部又は一部を助成するものとする。

8 実績の報告

(1) 支援対象者は、この事業の実績について、6(1)の実施計画の内容に準じて記載したものを、都道府県法人等に報告するものとする。

(2) 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

9 環境と調和のとれた農業生産活動

生産出荷団体は、環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、8の報告書(整備事業に係るものに限る。)の提出にあわせて、3(1)の表の支援対象者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。なお、支援対象者が10のチェックシートを提出する場合は、生産出荷団体は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。

10 農業生産工程管理(GAP)の導入

生産出荷団体は、9の報告書(整備事業に係るものに限る。)の提出にあわせて、3(1)の表の支援対象者から、農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」(平成22年4月21日付け22生産第479号生産局長通知)における取組事項を含むものとする。

(注) 農業生産工程管理(GAP)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

11 政策の重要度に応じた補助金の配分

(1) 事業実施主体は、国から交付された補助金の範囲内において、次に掲げる事項を勘案して算出した額を事業実施者へ交付するものとする。ただし、自然災害被害に伴う事業実施計画についてはこの限りではない。

ア 担い手への園地の集積状況

- イ 振興品目の生産状況
- ウ 農地中間管理機構等を通じた園地整備の取組状況
- エ 農地中間管理機構の産地協議会への参画状況
- オ 農業共済及び収入保険の加入状況
- カ G A Pの取組状況
- キ 産地営農体系革新計画（次世代につなぐ営農体系確立支援事業により策定した計画）の策定の有無

（２）（１）に基づく交付額の算出の基礎となる指標については、（１）に掲げる事項ごとに、事業実施主体が生産局長と協議して定めるものとするが、省力樹形の導入や農地中間管理機構等の活用など構造改革に取り組む産地協議会については優先配分する点に留意するものとする。

12 関係様式

第１に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
果樹経営支援対策整備事業実施計画（兼実績報告）兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書（兼確定報告）	6（１）	別添 10－１
果樹経営支援対策整備事業実施計画（兼実績報告）兼果樹未収益期間支援事業対象者産地総括表（兼確定報告）	〃	別添 10－２
果樹経営支援対策推進事業実施計画（兼実績報告）	〃	別添 10－３
果樹経営支援対策事業実施計画（及び果樹未収益期間支援事業対象者）承認申請書	〃	別添 10－４
果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金交付申請書	7（１）ア	別添 10－５－１
果樹経営支援対策事業（及び果樹未収益期間支援事業）補助金交付申請書（生産出荷団体に委任する場合）	〃	別添 10－５－２
果樹経営支援対策事業実績（及び果樹未収益期間支援事業対象者確定）報告兼補助金支払請求書	8（１）	別添 10－６

第2 果樹未収益期間支援事業

1 事業の内容

この事業は、競争力の高い果樹産地の育成を強化するため、次の（１）から（５）までに定める者（第2において「支援対象者」という。）に対し、優良な品目若しくは品種への転換等が実施された後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間（以下「果樹未収益期間」という。）に要する経費の一部を補助する事業とする。

- （１）第1の3（１）の表の「支援の対象となる取組」の欄の（１）の取組のうち、改植の取組（事業実施主体が定める果樹の改植の取組をいう。）を実施した者（同表の「支援対象者」の欄の②の生産者を除く。）
- （２）第1の3（１）の表の「支援対象者」のうち、（１）の取組を実施した園地の所有権若しくは貸借権等を1年以内に取得し営農活動を開始すること及び営農開始時に担い手であることが確実と認められる者
- （３）農地中間管理機構が（１）の取組を実施し、当該取組終了後1年を超えて園地を保全管理（中間管理事業法第2条第3項第4号に掲げる業務及び「農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の制定について」（平成12年9月1日付け12構改B第846号）の「別添2特例事業規程例」の第18条に掲げるものをいう。以下同じ。）する場合において、当該園地所有権、貸借権等を取得し営農活動を開始すること及び営農開始時に担い手であることが確実と認められる者
- （４）東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知）別表のメニュー欄の1の（４）の放射性物質の吸収抑制対策において、又は福島県営農再開支援事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知）に基づき、果樹の改植の取組（ただし、対象となる品目はアの取組の対象品目と同様のものに限る。）により放射性物質の果実への移行低減に取り組んだ園地の所有権、貸借権等を有する者（ただし、産地計画に参画している生産者に限る。）
- （５）原子力被災12市町村農業者支援事業実施要綱（平成28年10月11日付け28文第152号農林水産事務次官依命通知）別記の2の別表2に定める果樹の新植・改植（ただし、対象となる品目はアの取組の対象品目と同様のものに限る。）に取り組んだ園地の所有権、貸借権等を有する者

2 果樹未収益期間

この事業における果樹未収益期間は改植等実施年を含む5年間とし、そのうち支援対象期間は改植実施年を除いた4年間とする。ただし、1（３）の場合にあっては、農地中間管理機構による保全管理が行われた年数を減ずるものとし、その他事業実施主体が特に必要と認めた場合においても年数を減ずることができる。

3 補助率

この事業による補助率は定額（事業実施主体が生産局長と協議して定める額）とする。

4 事業実施者

この事業の事業実施者は、第1の事業の事業実施者とする。

5 推進指導体制等

この事業の推進指導体制等は、第1の5に準ずるものとする。

6 果樹未収益期間支援事業対象者の申告

支援対象者は、1（1）又は（2）の取組を実施しようとする場合には、第1の6（1）の果樹経営支援対策事業実施計画の提出と併せて、都道府県法人等に支援対象者申告を行い、その承認を受けるものとする。

7 補助金の交付

この事業の補助金の交付については、第1の7に準ずるものとする。

8 果樹未収益期間支援事業対象者の確定報告

（1）支援対象者は、1（1）又は（2）の取組を実施した場合は、第1の8（1）の果樹経営支援対策事業実績報告と併せて、都道府県法人等に支援対象者の確定報告を行うものとする。

（2）都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

9 関係様式

6、7及び8の（1）に規定する手続に係る様式は、1（1）又は（2）の場合にあつては、第1の13の表に掲げるものを例として、また、1（3）から（5）までの場合にあつてはこれに準じて、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

第3 果樹生産性向上モデル確立推進事業

1 事業の内容

この事業は、産地計画を策定している協議会が、農地中間管理機構を活用して園地を集積・集約し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹モデル地区」として取り組む場合に、労働生産性の向上を図る省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及に要する経費を補助する事業とする。

なお、「農地中間管理機構果樹モデル地区」は、以下の要件を満たすものとする。

（1）産地計画を策定した協議会のうち「果樹園地の担い手への集積と改植等の促進について（平成28年8月22日付け28経営第1265号、28生産第863号農林水産省経営局農地政策課長、生産局園芸作物課長連名通知）」に沿った取り組みを行い、経営局農地政策課が行う「果樹モデル地区の状況調査」の調査に係る状況報告を行っている協議会であること。

（2）農地中間管理機構を通じて産地内の園地面積の1%以上の集積又は10a以上の園地の集約が行われ、又は行われることが確実であること。

（3）Iの第1の指定果実の生産出荷を行っている者が指定果実に係る事業を実施する場合にあつては、当該生産出荷者がIの第1の2の生産出荷目標の配分を受けていること。

2 事業実施者

この事業の事業実施者は、都道府県法人等とする。

3 取組主体

取組主体は、産地計画を策定している協議会のうち農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹モデル地区」の取組を実施する産地協議会（以下「果樹モデル地区協議会」という。）とする。

4 支援の対象となる取組等

- （１）果樹モデル地区協議会が行う、省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証及び普及のためのマニュアル作成や講習会の開催等についての費用を支援するものとする。
- （２）実証に当たっては、10a以上の園地を対象とする。

5 補助率

果樹生産性向上モデル確立推進事業の補助率は定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は1／2以内とし、1地区の事業費は上限1千万円とする。

6 事業の成果目標

- （１）果樹モデル地区協議会は、事業開始前に果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画を策定し、事業の成果目標を定めなければならない。
- （２）成果目標の設定に関し、必要な事項は、次に掲げるものとする。
 - ア 事業実施前と比べ、産地の生産コスト又は作業時間を10%以上縮減すること。
 - イ 成果目標の設定に当たっては、その設定根拠を明確にすること。
 - ウ 目標年度は、事業実施の翌々年度とする。ただし、改植等を伴う省力化技術を導入する場合は、事業完了の翌年度から起算して8年以内とする。

7 指導推進体制

- （１）全国段階
国及び事業実施主体は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人その他の関係機関を指導するものとする。
- （２）都道府県段階
都道府県及び都道府県法人等は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画を策定したモデル地区協議会を指導するものとする。
- （３）産地段階
果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画を策定した果樹モデル地区協議会は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して事業を行うものとする。

8 果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画の作成

- （１）本事業の取組主体となろうとする果樹モデル地区協議会は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他この事業の実施に必要な事項を定めた果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画を都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。
- （２）都道府県法人等は、（１）の承認をしようとするときは、知事に協議し、その承認を受けるものとする。

- (3) 果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、果樹モデル地区協議会の変更、事業の中止若しくは廃止、果樹モデル地区協議会における事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

9 農業機械・施設及び実証ほ場の管理運営

(1) 管理運営

事業により整備した農業機械・施設及び実証ほ場について、目標年次まで、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その事業目的に即して最も効率的な運用を図ることにより適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業により整備した農業機械・施設及び実証ほ場の管理は、原則として、果樹モデル地区協議会が行うものとする。ただし、果樹モデル地区協議会が事業により整備した農業機械・施設及び実証ほ場の管理運営を直接行い難しい場合には、他に定めのある場合を除き、産地計画に担い手として位置付けられている者であって、果樹モデル地区協議会が適当と認めるものに管理させることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県法人等は、事業の適正な推進が図られるよう、取組主体による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県法人等は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

10 事業名等の表示

果樹モデル地区協議会は、事業により整備した農業機械・施設及び実証ほ場には、事業名等を表示するものとする。

11 支援対象となる経費

本事業による支援対象は、果樹モデル地区協議会が行う、省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及に要する以下表に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、次の取組は補助対象としない。

- (1) 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- (2) 農産物の生産費補てん（改植等を伴う省力化技術を導入する場合を除く。）若しくは販売価格支持又は所得補てん
- (3) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

目	細目	内容	注意点
---	----	----	-----

備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、取組主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般的に購読されているものは除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料費は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。

		・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ C D - R O M等の少額な記録媒体 ・ 実証試験等に用いる少額な器具等 ・ 実証試験等に用いる少額な器具等	
	農業機械・施設リース費	・ 事業を実施するために直接必要な農業機械のリース料に係る経費	・ 農業機械・施設のリース助成額の計算に当たっては、以下に掲げる計算式により計算すること。 （１）リース助成額＝リース物件価格×（リース期間/法定耐用年数）× 1 / 2 以内 （２）リース助成額＝（リース物件価格－残存価格）× 1 / 2 以内
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体、事業実施者、取組主体の代表者及び従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・ 委託を行うにあたっては、第三者に委託することが必要かつ合理的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の 50%未満とすること。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

※上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず取組主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルは認めない。

12 リースを行う農業機械・施設の範囲

- （１）リースを行う農業機械・施設の範囲は、成果目標の達成に必要なものとし、農業機械・施設のリース方式による導入の規模決定に当たっては、当該果樹モデル地区協議会が成果目標の達成に必要な農業機械・施設規模の決定ができるものとする。ただし、次に掲げる機械は除く。

ア トラクター

イ 農業以外への用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

ウ 中古の農業機械・施設

エ 機械・施設の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械・施設への更新と見なされるもの

13 農業機械・施設のリース導入に係る留意事項

農業機械・施設をリース方式で導入する場合は、以下の点に留意するものとする。

- （１）農業機械・施設のリース料助成金の額の計算方法は、対象農業機械・施設ごと

に次に掲げる計算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とすること。

なお、計算に当たっては、リース物件価格（園芸施設のリース導入に取り組む場合は、資機材の設置費を含む。）及びリース期間満了時に残存価格を設定する場合の残存価格は、消費税を除く額とし、リース期間は農業機械利用者が農業機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とすること

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）
× 1／2 以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）× 1／2 以内

（2）果樹モデル地区協議会は、リース内容や対象農業機械・施設の決定根拠等の農業機械・施設に係る事項を果樹生産性向上モデル確立推進事業計画に記載し、又は根拠となる資料を添付すること。

（3）果樹モデル地区協議会が成果目標の達成後もリースにより導入した農業機械・施設を継続利用する場合は、都道府県法人等と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の機械・施設の利用方針を別途設定するものとする。

（4）本事業で助成の対象となる農業機械・施設のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化通知について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）にかかわらず、リース方式による導入ができるものとする。

（5）導入する農業機械・施設は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする

（6）リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（果樹モデル地区協議会又は果樹モデル地区協議会の構成員（以下「果樹モデル地区協議会等」という。）と当該果樹モデル地区協議会等が導入する対象農業機械・施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア リース事業者及びリース料が（7）により決定されたものであること。

イ リース期間が1年以上であり、かつ法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

（7）リース事業者及びリース料の決定

果樹モデル地区協議会等は、本事業について都道府県法人等から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

（8）助成金の支払申請に係る書類

ア 果樹モデル地区協議会等は、（7）の入札結果及びリース契約に基づき農業機械・施設を導入し、都道府県法人等に対し助成金の申請を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

イ 都道府県法人等は、提出のあった請求内容及び資料を確認のうえ、（1）ア

及びイにより算定されたリース料助成額の範囲内で、リース料助成金を支払うものとする。

14 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする果樹モデル地区協議会は、都道府県法人等に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、果樹モデル地区協議会からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)により申請された場合には、本別紙本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人等は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、果樹モデル地区協議会に補助金を交付するものとする。

15 実績の報告

- (1) 果樹モデル地区協議会は、この事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、果樹モデル地区協議会からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

16 事業実施状況の報告等

- (1) 果樹モデル地区協議会は、この事業の実施状況について、次に定めるところにより、都道府県法人等に報告するものとする。
 - ア 果樹モデル地区協議会は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末までに都道府県法人等に提出するものとする。
 - イ 都道府県法人等は、アにより報告のあった事業実施状況について、報告を受けた年度の9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し当該果樹モデル地区協議会に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。
 - ウ 事業実施主体は、イにより報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し生産局長に提出するものとする。なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて生産局長に報告するものとする。
 - エ 生産局長は、ウにより報告のあった事業実施状況についての事業実施報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。
- (2) 都道府県法人等は、果樹モデル地区協議会からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

17 事業の評価

- (1) 果樹モデル地区協議会は、目標年度の翌年度（省力化樹形を導入する場合は、事業完了の翌年から起算して8年以内）の7月末までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1)による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、成果目標が達成されていないと判断する場合には、都道府県と協力して当該果樹モデル地区協議会に対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、(2)の指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう、果樹モデル地区協議会に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。なお、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。ただし、天災その他果樹モデル地区協議会の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。
- (4) 事業実施主体は、(2)による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等を指導するとともに、その点検評価結果及び指導内容を生産局長に報告するものとする。
- (5) 生産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (6) 生産局長又は生産局長の求めに応じ地方農政局長は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

18 関係様式

第3に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
果樹生産性向上モデル確立推進事業計画（兼実績報告）申請書	8 のア	別添 11－1
果樹生産性向上モデル確立推進事業補助金交付申請書	14 のア	別添 11－2
果樹生産性向上モデル確立推進事業実績報告兼補助金支払請求書	15 のア	別添 11－3
果樹生産性向上モデル確立推進事業実	16 のア	別添 11－4

施状況報告書		
果樹生産性向上モデル確立推進事業目標達成状況報告書	17 のア	別添 11－5
果樹生産性向上モデル確立推進事業における改善計画	17 のイ	別添 11－6

第4 果樹農業調査研究等事業

1 事業の内容

- (1) 国内及び国外の果樹農業に関する情報の収集及び提供並びに国産果実の普及啓発を行う事業
- (2) その他本対策の目的を達成するために必要な事業

- 2 事業実施者は、1の事業を実施する場合には、あらかじめ生産局長と協議するものとする。

Ⅲ 果樹優良苗木供給体制整備事業

第1 優良苗木生産推進事業

1 事業の内容

この事業は、省力樹形の導入等に必要な優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要な育苗ほの設置等に要する経費を補助する事業とする。

2 事業実施者

この事業の事業実施者は原則として都道府県法人とする。ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあつては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施できる者と認める団体（以下、第1において「都道府県法人等」という。）が事業実施者となることができる。

3 取組主体

本事業の取組主体は苗木生産コンソーシアムとし、以下の（1）から（6）までの要件を満たすものとする。

- （1）都道府県、市町村、産地協議会、種苗法（平成10年法律第83号）の第2条第6項に規定する種苗業者のうち自ら果樹の苗木を生産する技術を有し、優良品目又は品種の穂木等を提供できる者（以下「苗木業者」）等によりコンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。

このうち、1以上の産地協議会及び苗木業者は必須の構成員とする。

- （2）苗木生産コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されていること。
- （3）苗木生産コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- （4）意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした苗木生産コンソーシアムの運営等に係る規約（以下「苗木生産コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- （5）苗木生産コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- （6）年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

4 支援の対象となる取組

苗木生産コンソーシアムが行う、省力樹形の導入等に必要な品目・品種の優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要なほ場の借り上げ、かん水施設の設置等に要する経費を支援するものとする。

対象となる品種は、原則として苗木生産コンソーシアムの構成員となっている産地計画において今後振興すべき品種として定められているものとする。

なお、種苗法第20条に規定する登録品種の苗木生産を行う場合は、育成者権者の許諾を受け、又は許諾を受けた種苗業者から購入した穂木等を使用するものとする。

5 補助率

補助率は事業費の2分の1以内とする。

6 事業の成果目標

苗木生産コンソーシアムは、事業開始前に優良苗木育苗生産推進のための実施計画（以下「優良苗木育苗生産推進事業実施計画」）において、事業実施3年後までの優良苗木の供給計画を策定することとし、事業実施の3年後までに苗木生産コンソーシアムを構成する産地協議会等に優良苗木育苗生産推進事業実施計画に沿った苗木の供給を開始することを成果目標とすること。

7 指導推進体制

（1）全国段階

国及び事業実施主体はこの事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に必要な応じて、指導を行うものとする。

（2）都道府県段階

都道府県及び都道府県法人等は、この事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、必要な情報の収集に努めるとともに苗木生産コンソーシアムを必要に応じて指導するものとする。

（3）コンソーシアム段階

優良苗木育苗生産推進事業実施計画を策定した苗木生産コンソーシアムは、この事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して事業を行うものとする。

8 事業実施の手続

（1）苗木生産コンソーシアムは、事業を実施する際には、優良苗木育苗生産推進事業実施計画を作成し、都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、優良苗木育苗生産推進事業実施計画の内容は、支援の対象となる取組、事業完了年月日その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとし、都道府県の果樹農業振興計画、苗木生産コンソーシアムを構成する産地協議会が策定した「果樹産地構造改革計画」との整合をとること。

（2）都道府県法人等は、苗木生産コンソーシアムから提出された優良苗木育苗生産推進事業実施計画が適切と認められるときは、取りまとめを行い、あらかじめ、都道府県知事と協議を了した上で、事業実施主体と協議し承認を受けるものとする。ただし、都道府県が苗木生産コンソーシアムの構成員である場合は、都道府県知事との協議は不要とする。

（3）事業実施主体は、都道府県法人等から協議があったときは、内容を確認し適切と認められる場合は、都道府県法人等が取りまとめた優良苗木育苗生産推進事業実施計画を承認し都道府県法人等へ通知するものとする。

（4）都道府県法人等は、（3）の通知があったときは、優良苗木育苗生産推進事業実施計画を承認し、速やかに苗木生産コンソーシアムへ通知するものとする。

（5）優良苗木育苗生産推進事業実施計画を変更する場合は、（1）から（4）までの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、取組主体者の変更、事業の中止又は廃止、取組主体に

おける事業費の30%を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

9 農業機械・施設及び苗木生産ほ場の管理運営

(1) 管理運営

苗木生産コンソーシアムは、事業により整備した施設等について、法定耐用年数の満了時まで、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業により整備した施設等管理は、原則として、苗木生産コンソーシアムが行うものとする。

ただし、苗木生産コンソーシアムが事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難い場合には、他に定めのある場合を除き、苗木生産コンソーシアムが適当と認める者に管理させることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県法人等は、事業の適正な推進が図られるよう苗木生産コンソーシアムによる適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県法人等は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、苗木生産コンソーシアムを十分に指導監督するものとする。

10 事業名等の表示

苗木生産コンソーシアムは、事業により整備した施設等には、事業名等を表示するものとする。

11 支援対象となる経費

本事業において補助対象とする経費は、苗木生産コンソーシアムが行う、省力樹形の導入等に必要となる優良品目・品種の優良苗木の生産・供給体制の構築に直接必要となる以下表に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、次の取組は補助対象としない。

(1) 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(2) 販売価格支持又は所得補てん

(3) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

費目	細目	内容	注意点
----	----	----	-----

備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、取組主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用、管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	・ほ場等の借り上げについて、苗木の生産など収穫まで複数年継続して同じほ場を使う必要がある場合、収穫までに要する年数相当分（ただし、3 年相当分を超えないものとする。）の経費を計上できるものとする。
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	

	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	・原材料費は物品受払簿で管理すること。 ・ただし、穂木、苗木は除く。
	資機材費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・育苗ほの設置等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く）	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ＣＤ－ＲＯＭ等の少額な記録媒体 ・実証試験等に用いる少額な器具等	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	育苗ほの整備費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・土壌土層改良費（重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等） ・用水、かん水施設の整備（揚水施設費、散水施設費、自動制御装置費等）	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体、事業実施者の代表者及び従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うにあたっては、第三者に委託することが必要かつ合理的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印刷代	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

※上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず取組主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルは認めない。

12 補助金の交付

- （１）補助金の交付を受けようとする苗木生産コンソーシアムは、都道府県法人等に対し補助金の交付を申請するものとする。
- （２）都道府県法人等は、苗木生産コンソーシアムから補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
- （３）事業実施主体は、（２）により申請された場合には、本別紙本体第２の５（６）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第２の４（８）の業務方法書に定めるところにより、苗木生産コンソーシアムに補助金を交付するものとする。

13 実績の報告

- （１）苗木生産コンソーシアムは、この事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- （２）都道府県法人等は、苗木生産コンソーシアムからの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

14 事業実施状況の報告等

- (1) 苗木生産コンソーシアムは、事業実施年から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況を作成し、7月末までに都道府県法人に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1)により報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し事業実施主体に提出するものとする。なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、都道府県と協力し当該苗木生産コンソーシアムに対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)により報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し生産局長に提出するものとする。なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて生産局長に報告するものとする。
- (4) 生産局長は、(3)により報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

15 事業の評価

- (1) 苗木生産コンソーシアムは、目標年度の翌年度の7月末までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1)による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して当該苗木生産コンソーシアムに対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に9月末日までに報告するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、(2)の指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう苗木生産コンソーシアムに対し、継続的に助言・指導を行うものとする。また、都道府県法人等が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。ただし、天災その他苗木生産コンソーシアムの責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。
- (4) 事業実施主体は、(2)による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を生産局長に報告するものとする。
- (5) 生産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (6) 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

16 収益納付

- (1) 苗木生産コンソーシアムは、補助事業により借り上げ、整備された育苗ほ場で生産された苗木の売却等により収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末までに都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1)の報告を受けた場合、補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た金額について、苗木生産コンソーシアムに納付を命ずることができるものとする。
- (3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了の翌年度から起算し5年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付した補助金総額を限度とする。
- (4) 都道府県法人等は、収益納付が行われた場合、事業実施主体を通じて、国に納付を行うこととする。

17 不用額の返還

事業実施主体は、苗木生産コンソーシアムに交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県法人等に対し、すでに交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

18 不正行為等に対する措置

国、事業実施主体及び都道府県法人等は、苗木生産コンソーシアムが、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

19 その他

事業で必要となる資機材については、農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に努めることとする。

20 関係様式

第1に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
優良苗木生産推進事業計画（兼実績報告）申請書	8（1）	別添 12－1
優良苗木生産推進事業補助金交付申請	12（1）	別添 12－2

書		
優良苗木生産推進事業実績報告兼補助金支払請求書	13（１）	別添 12－３
優良苗木生産推進事業実施状況報告書	14（１）	別添 12－４
優良苗木生産推進事業目標達成状況報告書	15（１）	別添 12－５
優良苗木生産推進事業における改善計画	15（２）	別添 12－６
収益状況報告書	16（１）	別添 12－７

第２ 果樹種苗増産緊急対策事業

１ 事業の内容

輸入ぶどう苗木等の供給不足に対応するため、民間施設における隔離検疫の実施拡大等を推進する必要があることから、本事業では、都道府県、市町村、産地協議会、試験研究機関等が連携し緊急的に輸入ぶどう苗木等を確保するための体制の構築、既存施設の隔離栽培施設への改修等に要する経費を補助する事業とする。

２ 事業実施者

本事業の事業実施者は輸入苗木供給推進コンソーシアムとし、以下の（１）から（６）までの要件を満たすものとする。

- （１）都道府県、都道府県法人等（Ⅱの第１の事業を実施するに当たって事業実施主体が認めた団体をいう。）、市町村、産地協議会、大学、試験研究機関、苗木業者、果実加工業者等により輸入苗木供給推進コンソーシアムが構成されていること又は構成されることが確実と見込まれること。

このうち、都道府県及び一以上の産地協議会並びに大学又は試験研究機関は必須の構成員とする。

また、輸入苗木供給推進コンソーシアムは、隔離検疫について、植物防疫所と連携し指導を受けるものとする。

- （２）輸入苗木供給推進コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されていること。
- （３）輸入苗木供給推進コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
- （４）意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした輸入苗木供給推進コンソーシアムの運営等に係る規約（以下「輸入苗木供給推進コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- （５）輸入苗木供給推進コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関

与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

3 支援の対象となる取組

需要の急増等により安定供給が困難になったぶどう苗木等について需要に対応した供給が行えるよう、輸入苗木の安定確保に向けた検討会の開催等の費用、苗木の輸入の際に義務づけられている隔離栽培による検疫を、既存施設等を活用して行う場合に必要な施設の改修費用等を支援するものとする。

輸入する苗木は、輸入苗木供給推進コンソーシアムの構成員となっている産地協議会の産地計画で今後振興すべき品種として定められているもの又は産地協議会が振興すべき品種とすることを検討しているものであること。

4 補助率

補助率は事業費の2分の1以内とする。

ただし、1地区の事業費は上限1千万円とする。

5 事業の成果目標

輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業開始前に果樹種苗増産緊急対策事業のための実施計画（以下「果樹種苗増産緊急対策事業実施計画」という。）において、事業実施5年後までの輸入苗木の供給計画を策定することとし、事業実施の3年後までに 輸入苗木供給推進コンソーシアムを構成する産地協議会等に果樹種苗増産緊急対策事業実施計画に沿った苗木の供給を開始することを成果目標とすること。

6 指導推進体制

(1) 全国段階

国及び事業実施主体はこの事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して、必要な情報の収集に努めるとともに、必要に応じて、都道府県、都道府県法人等、その他関係機関に指導を行うものとする。

(2) コンソーシアム段階

果樹種苗増産緊急対策事業実施計画を策定した輸入苗木供給推進コンソーシアムは、この事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して事業を行うものとする。

7 事業実施の手続

- (1) 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業を実施する際には果樹種苗増産緊急対策事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、果樹種苗増産緊急対策事業実施計画の内容は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他この事業の実施に必要な事項を定めるものとし、都道府県の果樹農業振興計画、輸入苗木供給推進コンソーシアムを構成する産地協議会の「果樹産地構造改革計画」と整合をとること。

- (2) 事業実施主体は、輸入苗木供給推進コンソーシアムから協議があったときは、内容を確認し適切と認められる場合は、果樹種苗増産緊急対策事業実施計画を承

認し輸入苗木供給推進コンソーシアムへ通知するものとする。

- (3) 果樹種苗増産緊急対策事業実施計画を変更する場合は、(1) 及び (2) の規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、成果目標の変更、取組主体者の変更、事業の中止又は廃止、取組主体における事業費の 30% を超える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の 30% を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

8 農業機械・隔離栽培施設の管理運営

(1) 管理運営

輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業により整備した施設等について、法定耐用年数の満了時まで、常に良好な状態で適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業により整備した施設等管理は、原則として、輸入苗木供給推進コンソーシアムが行うものとする。

ただし、輸入苗木供給推進コンソーシアムが事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難い場合には、他に定めのある場合を除き、輸入苗木供給推進コンソーシアムが適当と認める者に管理させることができるものとする。

(3) 指導監督

事業実施主体は、事業の適正な推進が図られるよう輸入苗木供給推進コンソーシアムによる適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、輸入苗木供給推進コンソーシアムを十分に指導監督するものとする。

9 事業名等の表示

取組主体は、事業により整備した機械・施設及びリース導入した機械には、事業名等を表示するものとする。

10 支援対象となる経費

本事業において補助対象とする経費は、輸入苗木供給推進コンソーシアムが行う、果樹産地への輸入苗木の安定供給体制の構築、民間隔離栽培に必要な施設の修繕に直接必要となる以下表に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、次の取組は補助対象としない。

- (1) 国等の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組
(2) 販売価格支持又は所得補てん
(3) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

費目	細目	内容	注意点
----	----	----	-----

備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、調査備品の経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施者による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用、管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料費は物品受払簿で管理すること。 ・ただし、穂木、苗木は除く。

	資機材費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・育苗ほの設置等に係る掛かり増し資機材費(通常の営農活動に係るものを除く)	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・実証試験等に用いる少額な器具等	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	農業機械・施設リース費	・事業を実施するために直接必要な農業機械・施設のリース料に係る経費	・農業機械、施設のリース助成額の計算に当たっては、以下に掲げる算式により計算すること。 (1) リース助成額 = リース物件価格 × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1/2 以内 (2) リース助成額 = (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2 以内
	改修費	・事業を実施するために直接必要な施設、器具、機械等の改修等に必要な経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体、事業実施者の代表者及び従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うにあたっては、第三者に委託することが必要かつ合理的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑 役 務 費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印刷代	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

※上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルは認めない。

11 リースを行う機械・施設の範囲

リース行う機械・施設の範囲は、成果目標の達成に必要なものとし、機械・施設のリース方式による導入の規模決定に当たっては、当該取組主体が成果目標の達成に必要な機械・施設規模で決定できるものとする。

ただし、次に掲げる機械は除く。

- (1) トラクター
- (2) 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- (3) 中古の農業機械
- (4) 機械・施設の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械・施設への

更新と見なされるもの

12 農業機械・施設のリース導入に係る留意事項

農業機械・施設をリース方式で導入する場合は、以下の点に留意するものとする。

- (1) 機械・施設のリース料助成金の額は、対象機械・施設ごとに次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とすること。

なお、算式中、リース物件価格（園芸施設のリース導入に取り組む場合は、資機材の設置費を含む）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とすること。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）

- (2) 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、リース内容や対象農業機械・施設の決定根拠等の農業機械・施設に係る事項を果樹輸入種苗緊急供給事業実施計画に記載し、又は根拠となる資料を添付すること。
- (3) 輸入苗木供給推進コンソーシアムが成果目標の達成後もリースにより導入した農業機械・施設を継続利用する場合は、事業実施主体等と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の機械・施設の利用方針を別途設定すること。
- (4) 本事業で助成の対象となる農業機械・施設のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化通知について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）に関わらずリース方式による導入ができるものとする。
- (5) 導入する農業機械・施設は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (6) リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（輸入苗木供給推進コンソーシアム又は輸入苗木供給推進コンソーシアムの構成員（以下「輸入苗木供給推進コンソーシアム等」という。）と当該輸入苗木供給推進コンソーシアム等が導入する対象農業機械・施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の 2 者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

イ リース期間が 1 年以上であり、かつ法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数）以内であること。

- (7) リース事業者及びリース料の決定

輸入苗木供給推進コンソーシアム等は、本事業について事業実施主体から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定すること。

- (8) 助成金の支払申請に係る書類

ア 輸入苗木供給推進コンソーシアム等は、(7) の入札結果及びリース契約に基づき農業機械・施設を導入し、事業実施樹体に対し助成金の申請を行う場合

は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付すること。
イ 事業実施主体は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、（１）ア及び
イにより算定されたリース料助成額の範囲内で、リース料助成金を支払うこと。

13 補助金の交付

- （１）補助金の交付を受けようとする輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
- （２）事業実施主体は、（１）により申請された場合には、本別紙本体第２の５（６）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

14 実績の報告

- （１）輸入苗木供給推進コンソーシアムは、この事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- （２）都道府県法人等は、輸入苗木供給推進コンソーシアムからの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

15 事業実施状況の報告等

- （１）輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業実施年から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況を作成し、６月末までに事業実施主体に報告するものとする。
- （２）事業実施主体は、（１）により報告のあった事業実施状況について、同年度の９月末日までに報告書を作成し生産局長に報告するものとする。
なお、事業実施主体が報告の内容を検討し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該輸入苗木供給推進コンソーシアムに対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。
- （３）生産局長は、（２）により報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

16 事業の評価

- （１）輸入苗木供給推進コンソーシアムは、目標年度の翌年度において、成果目標の達成状況について、自ら評価を行い事業実施主体に報告するものとする。
- （２）事業実施主体は、（１）による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断されるときは、国と協力し当該輸入苗木供給推進コンソーシアムに対し、改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を生産局長に９月末日までに報告するものとする。
- （３）事業実施主体は、（２）の指導を行った結果、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までに当該成果目標が達成されるよう輸入苗木供給推進コンソーシアムに対し、継続的に助言・指導を行うものとする。
なお、事業実施主体が、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他輸入苗木供給推進コンソーシアムの責に帰さない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

(4) 生産局長は、(2)による報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

(5) 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

17 収益納付

(1) 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、補助事業により改修等された施設により隔離検疫を受けた苗木の売却等により収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末までに事業実施主体に報告するものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の報告を受けた場合、補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た金額について、輸入苗木供給推進コンソーシアムに納付を命ずることができるものとする。

(3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了の翌年度から起算し5年間とする。
ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付した補助金総額を限度とする。

(4) 事業実施主体は、収益納付が行われた場合、国に納付を行うこととする。

18 不用額の返還

事業実施主体は、輸入苗木供給推進コンソーシアムに交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

19 不正行為等に対する措置

国及び事業実施主体は、輸入苗木供給推進コンソーシアムが、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為に関する真相 及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

20 その他

事業で必要となる資機材については、農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に努めることとする。

21 関係様式

第2に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、事業実施主体がその業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
-------	-----	---------

果樹優良苗木生産推進事業計画（兼実績報告）申請書	7（1）	別添 13－ 1
果樹優良苗木生産推進事業補助金交付申請書	13（1）	別添 13－ 2
果樹優良苗木生産推進事業実績報告兼補助金支払請求書	14（1）	別添 13－ 3
果樹優良苗木生産推進事業実施状況報告書	15（1）	別添 13－ 4
果樹優良苗木生産推進事業目標達成状況報告書	16（1）	別添 13－ 5
果樹優良苗木生産推進事業における改善計画	16（2）	別添 13－ 6
収益状況報告書	17	別添 13— 7

Ⅳ 果実流通加工対策事業

第1 果実加工需要対応産地強化事業

1 加工専用果実生産支援事業

(1) 事業の内容

この事業は、国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者等のニーズをとらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等を行うとともに、事業の成果の報告会及び加工・業務用需要に対応する産地育成のための交流会の開催等を行う事業とする。

(2) 事業実施者

この事業の実施者は、指定法人、生産出荷団体、都道府県、独立行政法人、果実加工業者等とする。ただし、(1)の事業の成果の報告会及び加工・業務用に対応する産地育成のための交流会は、指定法人が行うものとする。

(3) 加工専用果実生産支援事業実施計画

ア 事業実施者（指定法人を除く。(4)及び(5)において同じ。）は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めた加工専用果実生産支援事業実施計画を指定法人に提出し、承認を受けるものとする。

イ 指定法人は、アにより提出された実施計画が適当と認められ、承認しようとする場合には、指定法人自らが事業実施者となる実施計画と併せてあらかじめ生産局長と協議するものとする。

ウ アの実施計画を変更する場合はア及びイに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(4) 補助金の交付等

ア 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。

イ 指定法人は、アにより申請された場合には、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、事業実施者に補助金を交付するものとする。

ウ 補助対象となる経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象となる経費	補助率
(1) 果実加工品の試作品製作のための検討委員会の開催、試作品の製作、試作品の成分分析、消費者モニター調査及び報告書の作成（(2)を行う場合に限る。）	定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）
(2) 当該加工品の原料価格を想定した栽培手法	定額（指定法人が生産局

等の検討のための検討会の開催、栽培技術の実証 及びマニュアル・報告書等の作成	長と協議して定める額)
(3) 事業成果の報告会及び交流会の開催	定額

エ 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

(5) 実績の報告

ア 事業実施者は、この事業の実績について、指定法人に報告するものとする。

イ 指定法人は、アの報告と自らが行った事業の実績を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(6) 関係様式

1に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様 式 番 号
加工専用果実生産支援事業実施計画 承認（変更承認）申請書	(3) ア及びウ	別添 14－1
加工専用果実生産支援事業補助金交 付申請書	(4) ア	別添 14－2
加工専用果実生産支援事業実績報告 書兼支払請求書	(5) ア	別添 14－3

2 国産果実競争力強化事業

(1) 事業の内容

この事業は、国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査並びに過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果実を対象として高品質果汁製造設備等の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する事業とする。

(2) 事業実施者

この事業の実施者は、指定法人、都道府県法人、生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他生産局長が適当と認めた者とする。

(3) 国産果実競争力強化事業実施計画

ア 事業実施者（指定法人を除く。（4）及び（5）のＡにおいて同じ。）は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算、都道府県及び都道府県法人等との連携を図る体制の構築その他この事業の実施に必要な事項を定めた国産果実競争力強化事業実施計画を都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県法人である場合、都道府県の区域を超えてこの事業を行う場合又は都道府県法人が設置されていない都道府県の区域において事業を行う場合にあっては指定法人に、指定法人が事業実施者とな

る場合にあっては生産局長に、それぞれ提出し、承認を受けるものとする。

イ 都道府県法人は、アにより提出された計画が適当と認められ承認しようとする場合には、知事と調整の上、あらかじめ指定法人と協議するものとする。

ウ 指定法人は、アのただし書により提出された計画及びイにより協議された計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認められ承認しようとする場合には、指定法人自らが事業実施者となる実施計画と併せてあらかじめ生産局長と協議するものとする。

エ アの計画を変更する場合はアからウまでに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(4) 補助金の交付

ア 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、当該計画を提出した都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対し補助金の交付を申請するものとする。

ウ 指定法人は、ア又はイにより申請された場合には、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、当該事業実施者に補助金を交付するものとする。

エ 補助対象となる経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象となる経費	補助率
部門別経営分析及び需要調査に要する経費	定額
過剰な搾汁設備等の廃棄に要する経費	3分の1以内
高品質果汁等製造設備の導入に要する経費	3分の1以内
廃止された工場へ搬入していた加工原料を近隣工場へ輸送するのに要する経費	2分の1以内
新製品や新技術の開発又は普及に要する経費	2分の1以内
果実加工品等の需要拡大の取組に要する経費（指定法人が事業実施者としてこの事業を実施する場合に限る。）	定額

(5) 実績の報告

ア 事業実施者は、この事業の実績について、補助金の交付を受けた都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ指定法人に報告するものとする。

イ 指定法人は、アの報告及び自ら実施した事業の実績を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(6) 関係様式

2に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
国産果実競争力強化事業実施計画承認（変更承認）申請書	(3) ア及びエ	別添 15－1
国産果実競争力強化事業補助金交付申請書	(4) ア	別添 15－2
国産果実競争力強化事業実績報告書兼支払請求書	(5) ア	別添 15－3

3 加工原料安定供給連携体制構築事業

(1) 事業の内容

この事業は、加工原料用果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築並びに作柄安定技術等の導入及び産地における加工用果実の安定供給に向けた省力化技術の実証に要する経費を交付する事業とする。

(2) 事業実施者

事業実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会とする。

(3) 加工原料安定供給連携体制構築事業実施計画

ア 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他事業の実施に必要な事項を定めた加工原料安定供給連携体制構築事業実施計画を都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、契約取引等による計画的な取引手法の実証、事業実施者が都道府県の区域を超えてこの事業を行う場合又は都道府県法人が設置されていない都道府県の区域において事業を行う場合にあっては、指定法人に提出し、承認を受けるものとする。

イ 都道府県法人は、アにより提出された計画を承認しようとする場合には、知事と調整の上、あらかじめ指定法人と協議するものとする。

ウ 指定法人は、アのただし書により提出された計画及びイにより協議された計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認め承認しようとする場合には、あらかじめ生産局長と協議するものとする。

エ アの計画を変更する場合はアからウまでの規定に準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認

められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

(4) 取組内容

事業の実施に当たっては、次のア、イ、ウ又はエのいずれかの取組を行うこととする。

ア 国産果実需要適応型取引手法実証の取組

国産果実の需要に適応した契約取引によるサプライチェーン等の構築に向けた取組を実施するものとする。

イ 加工原料用果実の選別、出荷の取組

(ア) 品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく取引を新たに導入すること。
既に品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく取引を導入済みである場合は、新たに加工原料用果実の区分を加えた取引を導入するとともに、加工原料用果実の区分（1 kg 当たりの取引価格が最も低い区分を除く。）を含むそれぞれの区分において等級別取引価格を設定すること

(イ) 加工原料用果実の区分において、取引価格（加工場渡し価格）の引き上げに係る目標を定めること。なお、引き上げの目標は、現状の取引価格に新たに選別・出荷等に要する経費を加えた価格以上となっていることを要することとする。

ウ 作柄安定技術等の導入の取組

以下に掲げる対策について、2 つ以上を事業対象面積の産地において取り組むものとする。

(ア) 病虫害被害回避対策

(イ) 地温、土壌水分調整、風害対策

(ウ) 土壌改良・園地改良対策

(エ) 生産コスト低減対策

エ 省力型栽培技術体系の導入の取組

(ア) 実需者が求める品質・価格の果実を産地にもメリットがある労力・経費で安定的に供給するため、既存の知見や技術等を活用した省力化技術体系等の導入を実証するものとする。

(イ) 果実加工業者等の実需者を協議会に参画させるなどして、実需の意見を踏まえた事業実施が行える体制とすること。

(5) 採択要件

採択に当たっては、(4) アの取組にあっては、次のウ、(4) イ及びウの取組にあっては、次のアからウまで、(4) エの取組にあっては、次のイ及びウの要件を満たさなければならない。

ア 生産者又は生産出荷団体と果実加工業者との間で加工原料用果実に係る長期取引契約（契約期間が2年以上のもので、契約期間中の各年において契約数量の定めがあり、かつ、当該契約数量が原則として30トン以上のものに限る。）を締結しており、当該契約に基づき品質の優れた加工原料用果実を確保又は出荷することが確実であると見込まれること。

イ 本事業に係る受益農家が5戸以上であること。

ウ 事業実施及び会計手続を適正かつ効率的に行い得る体制を有していること。

(6) 補助金の交付

ア 補助金の交付手続

(ア) 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、加工原料安定供給連携体制構築事業実施計画の承認を受けた後に、計画を提出した都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。

(イ) 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対し補助金の交付を申請するものとする。

(ウ) 指定法人は、(ア) 又は (イ) により申請された場合には、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、当該事業実施者に補助金を交付するものとする。

イ 補助対象となる経費及び補助率

補助対象となる経費及び補助率は、次の表によるものとする。

補助対象となる経費	補助率
(1) 国産果実需要適応型取引手法実証の取組 ア 供給・販売計画の作成に必要な検討会の開催、需要調査、生産・流通コスト調査にかかる経費 イ 需要に即した果実の安定供給に向けた取組に必要な研修会の開催、展示ほの設置、栽培マニュアルの作成、産地指導にかかる経費 ウ 販売形態に適応した流通の効率化・低コスト化・多様化への取組に必要な出荷規格の簡素化、通い容器の借上使用、貯蔵による出荷時期の調節、ロットの拡大に向けた産地間の果実の運搬、多様な販売形態や流通経路に対応した果実の調製、流通先に応じた出荷規格の設計等にかかる経費 エ 国産果実の需要拡大に向けた取組に必要な消費者等への理解醸成活動にかかる経費	定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）
(2) 加工原料用果実の選別及び出荷の取組 事業実施者に交付する加工原料安定出荷促進費にかかる経費	定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）
(3) 作柄安定技術の導入の取組 事業実施者に交付する加工原料安定生産にかかる経費	定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）

(4) 省力型栽培技術体系の導入 実需者と連携した省力型栽培技術体系等の導入実証に必要な検討会の開催、栽培実証データの取得・分析・マニュアル作成等にかかる経費	定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）
(5) (1) から (4) までの取組の成果に係る報告書の作成に係る経費	定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）
(6) その他果実加工品の安定供給のための(1)から(5)までの他の取組にかかる経費	定額（指定法人が生産局長と協議して定める額）

ウ 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

(7) 実績の報告

ア 事業実施者は、この事業の実績について、都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ、指定法人に報告するものとする。

イ 指定法人は、アの報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(8) 関係様式

3に規定する手続に係る様式は、下表に掲げるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
加工原料安定供給連携体制構築事業実施計画承認（変更承認）申請書	3（3）ア及びエ	別添 16－1
加工原料安定供給連携体制構築事業補助金交付申請書	3（5）ア（ア）	別添 16－2
加工原料安定供給連携体制構築事業補助金実績報告書兼支払請求書	3（6）ア	別添 16－3

第2 果実輸送技術実証支援事業

1 事業の種類及び内容

(1) 果実輸出効率化支援事業

この事業は、国産果実を船便により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とす

る。

(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

この事業は、国産果実を船便により低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等の開発に係る検討、検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作等、開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証試験を行う事業とする。

2 事業実施者

この事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、輸出事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とする。

3 果実輸送技術実証支援事業実施計画

- (1) 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日及び収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めた果実輸送技術実証支援事業実施計画を都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県の区域を超えてこの事業を行う場合にあっては、指定法人に提出し、承認を受けるものとする。なお、(3)に定める優先採択を受ける場合にあっては、GFPグローバル産地計画の承認規定(平成31年2月1日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知)第3の2(3)に定める承認通知の写しを併せて提出し、承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県法人は、(1)により提出された計画を適当と認めて承認しようとする場合には、知事と調整の上、あらかじめ指定法人と協議するものとする。
- (3) 指定法人は、(1)のただし書きにより提出された計画及び(2)により協議された計画を果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認め承認しようとする場合には、あらかじめ生産局長と協議するものとする。なお、グローバル産地計画の承認を受けたものについては優先採択を行うものとする。
- (4) (1)の計画を変更する場合は、(1)から(3)までの規定に準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

4 補助金の交付

(1) 補助金の交付手続

ア 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、果実輸送技術実証支援事業実施計画の承認を受けた後に、計画を提出した都道府県法人に対し、また、事業実施者が都道府県の区域を超えて事業を行う場合は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。

イ 都道府県法人は、事業の実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対し補助金の交付を申請するものとする。

ウ 指定法人はア又はイにより申請された場合には、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方

法書に定めるところにより、当該事業実施者に補助金を交付するものとする。

(2) 補助対象となる経費及び補助率

補助対象となる経費及び補助率は、次の表に定めるところによるものとする。

補助対象となる経費	補助率
(1) 果実輸出効率化支援事業 ア リーフアーコンテナ等の効率的な活用や産地間連携による混載輸送等効率的な輸出の実施に係る検討会の開催にかかる経費 イ 効率的な輸出の実証試験にかかる経費 ウ 報告書の作成にかかる経費 エ その他本事業実施に必要な経費	2 分の 1 以内
(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業 ア 長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等による品質劣化防止技術等の開発及び応用に係る検討会の開催にかかる経費 イ 検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作等にかかる経費 ウ 開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証試験にかかる経費 エ 報告書の作成にかかる経費 オ その他本事業実施に必要な経費	2 分の 1 以内

(3) 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

5 実績の報告

(1) 事業実施者は、この事業の実績について、都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施主体からの報告を取りまとめ、指定法人に報告するものとする。

(2) 指定法人は、(1) の報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

6 関係様式

第2に規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様式名	条文	様式番号
果実輸送技術実証支援事業実施計画承認（変更承認）申請書	3（1）及び（4）	別添 17－1
果実輸送技術実証支援事業補助金交付申請書	4（1）ア	別添 17－2
果実輸送技術実証支援事業実績報告書兼補助金支払請求書	5（1）	別添 17－3

V パインアップル構造改革特別対策事業

第1 事業の内容等

1 事業の種類及び内容

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

ア 優良種苗増殖事業

- (ア) この事業は、パインアップルの品質向上及び栽培農家の経営安定を図るため、優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布並びにこれに必要な施設・機械の整備を実施する事業とする。
- (イ) この事業の実施者は、増殖又は栽培に関して優れた技術を有する者に対し、当該事業を委託することができるものとする。
- (ウ) この事業により育苗ほを設置する場合には、優良種苗の効率的な育苗を実施するため、その面積を増殖ほの面積に照らし適切なものとする。

イ 優良種苗供給推進事業

- (ア) この事業は、優良種苗の供給計画の作成及びその普及推進のための協議会の開催等を実施する事業とする。
- (イ) この事業により開催する協議会においては、以下に掲げる事項について協議するものとする。
 - a 優良種苗の供給計画
 - b その他優良種苗の増殖普及に関する事項
- (ウ) この事業の実施者は、アの事業により生産された優良種苗の配布に関し、配布申請及び配布決定の方法その他配布に必要な事項を含むパインアップル優良種苗緊急配布要綱を定め、第2の1のパインアップル構造改革特別対策事業実施計画が承認された後にこれに関係市町村長及び関係農業団体の長に通知するものとする。
- (エ) この事業の実施者は、(イ)のaの供給計画に即し優良種苗の適正な配布、配布した優良種苗台帳の作成・保管を行うものとする。

(2) パインアップル産地構造改革事業

ア 推進事業

- (ア) この事業は、産地における担い手の育成を図りつつ、パインアップルの作付けを生食用と加工用のバランスのとれたものに転換するため、産地構造改革検討会の開催その他の推進体制を整備する事業とする。
- (イ) 産地構造改革検討会は生産者、生産出荷団体、果実加工業者、実需者、沖縄県その他の関係者をもって構成するものとし、以下の事項について検討するものとする。
 - a 産地の構造改革の基本的な方針に関する事項
 - b 知事が定めるパインアップル栽培指針に即したパインアップルの栽培管理の改善に関する事項
 - c パインアップルの需給の見通しに関する事項
 - d 加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植に関する事項
 - e その他必要な事項

イ 栽培管理改善事業

(ア) この事業は、パインアップルの生産性及び品質の向上を図るため、栽培管理方法の改善を行う事業とする。

(イ) この事業の実施者は、ア(イ)の産地構造改革検討会における検討内容に基づき事業を実施するものとする。

ウ 生食用パインアップル緊急定着事業

この事業は、加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植を行う事業とし、産地計画又はこれに準ずる計画として知事が承認した計画に基づく改植であること。

(3) その他

パインアップルの需給改善上、必要となる緊急対策事業として生産局長が別に定める事業

3 事業実施者

この事業の実施者は、指定法人、都道府県法人、生産出荷団体その他生産局長が適当と認めた者とする。

第2 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了年月日、収支予算その他この事業の実施に必要な事項を定めたパインアップル構造改革特別対策事業実施計画(以下「パインアップル構造改革事業計画」という。)を都道府県法人に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県法人である場合、都道府県の区域を超えてこの事業を行う場合又は都道府県法人が設置されていない都道府県の区域において事業を行う場合にあっては指定法人に、指定法人が事業実施者となる場合にあっては生産局長に、それぞれ提出し、承認を受けるものとする。
- 2 都道府県法人は、1により提出された計画が適当と認められ承認しようとする場合には、知事と協議の上、あらかじめ指定法人と協議するものとする。
- 3 指定法人は、1のただし書により提出された計画及び2により協議された計画が果振法第4条の6第1項の規定に基づく事業計画に即していると認められ承認しようとする場合には、あらかじめ生産局長と協議するものとする。
- 4 1の計画を変更する場合は1から3までに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

第3 補助金の交付

- 1 補助金の交付を受けようとする事業実施者(指定法人を除く。以下第3及び第4において同じ。)は、当該パインアップル構造改革事業計画を提出した都道府県法人又は指定法人に対し、補助金の交付を申請するものとする。
- 2 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、指定法人に対し補助金の交付を申請するものとする。

3 指定法人は、1又は2に定める申請を受けた場合には、本別紙本体第2の3(4)の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、本別紙本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、事業実施者に補助金を交付するものとする。

4 補助対象となる経費及び補助率は、以下によるものとする。

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

ア 優良種苗増殖事業

この事業の補助対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象となる経費	補助率
優良種苗を増殖及び育苗するための増殖用種苗の取得費	定額
増殖ほ及び育苗ほの設置費及び管理費	定額
育苗した種苗の配布費	定額
種苗増殖のための施設・機械の整備費	10分の6以内

イ 優良種苗供給推進事業

この事業の補助対象となる経費は、優良種苗の供給計画の作成費及びその普及推進のための協議会の開催費とし、補助率は2分の1以内とする。

(2) パインアップル産地構造改革事業

ア 推進事業

この事業の補助対象となる経費は、産地構造改革検討会の開催費、生食用パインアップルの普及に係る指導費とし、補助率は2分の1以内とする。

イ 栽培管理改善事業

この事業の補助対象となる経費は、パインアップルの生産性及び品質の向上を図るための展示ほの設置、栽培様式の改善、施設・機械の整備その他栽培管理の改善に要する経費とし、補助率は施設・機械の整備を実施する場合は10分の6以内、それ以外の場合は定額とする。

ウ 生食用パインアップル緊急定着事業

この事業の補助対象となる経費は、加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植に必要な経費とし、補助率は定額とする。

第4 実績の報告

- 1 事業実施者は、この事業の実績について、都道府県法人又は指定法人に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ指定法人に報告するものとする。
- 2 指定法人は、1の報告及び自ら実施した事業の実績を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

第5 関係様式

第2から第4までに規定する手続に係る様式は、下表に定めるものを例として、指定法人又は都道府県法人が、その業務方法書に定めるものとする。

様 式 名	条 文	様式番号
パインアップル構造改革特別対策事業実施計画承認(変更承認申請書)	第2の1及び4	別添18-1

パインアップル構造改革特別対策事業補助 金交付申請書	第 3 の 1	別添 18－ 2
パインアップル構造改革特別対策事業実績 報告書	第 4 の 1	別添 18－ 3